

平成25年 第1回

## 南関町議会3月定例会会議録

平成25年3月 8日開会

平成25年3月15日閉会

3 月 8 日 (金)

(第 1 日目)

## 平成25年第1回南関町議会定例会（第1号）

平成25年3月8日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

8番 山口純子君

9番 橋永芳政君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 議案第1号 南関町職員の再任用に関する条例の制定について

日程第6 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 南関町地域振興対策基金条例の制定について

日程第11 議案第7号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第12 議案第8号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

日程第13 議案第9号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

日程第14 議案第10号 南関町保育の実施に関する条例の制定について

日程第15 議案第11号 南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止について

日程第16 議案第12号 南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第13号 南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第14号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 南関町宅地分譲条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第28 議案第24号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第25号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第26号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第27号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第28号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 議案第29号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第30号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第31号 平成25年度南関町一般会計予算について
- 日程第36 議案第32号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第34号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

- 日程第39 議案第35号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計予算について  
 日程第40 議案第36号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算について  
 日程第41 議案第37号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について  
 日程第42 議案第38号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第43 議案第39号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について  
 日程第44 議案第40号 町道の路線認定について  
 日程第45 議案第41号 定住自立圏形成協定の締結について  
 日程第46 議案第42号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 井下 忠俊 君  | 2番 境田 敏高 君 |
| 3番 打越 潤一 君  | 4番 鶴地 仁 君  |
| 5番 田口 浩 君   | 6番 島崎 英樹 君 |
| 8番 山口 純子 君  | 9番 橋永 芳政 君 |
| 10番 唐杉 純夫 君 | 11番 酒見 喬 君 |
| 12番 本田 眞二 君 |            |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 町 長 上田 数吉 君       | 住民課長 木村 浩二 君  |
| 副町長 本山 一男 君       | 福祉課長 坂井 智徳 君  |
| 教育長 大里 耕守 君       | 経済課長 雪野 栄二 君  |
| 総務課長 堀 賢司 君       | 建設課長 大木 義隆 君  |
| 会計管理者 北原 耕治 君     | 教育課長 大石 和幸 君  |
| まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君 | 延寿荘長 福田 恵美子 君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 議会事務局長 松本 寛 君 | 書記 橋本 恵 君 |
|---------------|-----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただ今から平成25年第1回南関町議会定例会を開会します。

報告が1件あります。今度の月曜日、3月11日をもちまして東日本大震災発生から丸2年になります。そこで、お亡くなりになられた方のために黙祷を捧げたいと思います。ご協力よろしくお願ひします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番議員、9番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から3月15日までの8日間をしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から3月15日までの8日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、熊本県町村議会議長会第63回定期総会についてであります。本総会は、去る2月19日、熊本市自治会館で開催されました。総会では、東日本大震災からの復興、大規模災害対策の確立、分権型社会の実現、町村財政の確立強化、地方交付税総額の復元・増額を期するなど、12項目を決議し、決議に基づく22項目の要望を決定し、総会宣言を採択しました。内容については、その写しをお手元に配付し、要望内容の詳細資料を事務局に備え付けてありますので省略します。

報告の第2点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監

査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、井上康幸君、島崎英樹君より、平成24年度11月分、12月分、平成25年1月分の出納検査結果等について、平成24年度第2回定期監査の結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会調査報告についてです。総務文教常任委員会委員長より、調査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） 平成25年2月27日。

南関町議会議長、本田眞二殿。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫。副委員長、鶴地仁。委員、島崎英樹、委員、境田敏高、委員、井下忠俊、委員、本田眞二。

第4次行政改革（平成23年～27年）の進捗状況に対する調査報告書。

平成17年に南関町総合振興計画が策定され、第4次基本構想として平成18年度から22年度までの前期5年間を第3次行政改革実施プログラムとして推進されてきたところである。

総務文教常任委員会では、平成22年10月から同23年11月までの間、第3次行政改革の検証を行ってきたところであるが、行政改革推進の達成が不十分のまま、平成23年度から27年度までの後期5年間に持ち越された案件が多々認められる状況であった。

このことから、総務文教常任委員会では第3次行政改革の検証に引き続き、平成24年5月から平成25年2月にかけて第4次行政改革の具体的推進策に基づき、計画の進捗状況について検証を重ねてきた。

この結果、おおむね達成された事項、現在進行中であり期間内の達成が期待できる事項、達成が疑問視される事項といった3点に分類したところである。については、計画期間内に行政改革が達成されるよう、下記のとおり改革推進にあたっての意見を述べ、総務文教常任委員会の調査報告書として提出するものである。

記。第4次行政改革推進にあたっての意見。

第4次行政改革推進にあたっては、以下の点について特に留意され取り組まれたい。

1つ、協働によるまちづくりの推進。

（1）地域住民との協働の推進。

・パブリックコメント制度の検証・拡充。

パブリックコメントを行うにあたっては、広報紙への掲載など、広告が大切である。そのことにより、広く住民に問題点をアピールすることができる。

- ・ワークショップ方式による地域づくりの推進。

ワークショップ参加の資格、傍聴などの案内もすべきである。対象者の選定、内容の紹介についてのフォローも必要であるとする。

- ・職員のワークショップ運営方法の研鑽・推進。

活用方法をどこにおいているか、また報告書はどうしているか。受講することが目的ではなく、積極的な活用方策も考慮に入れ、研究発表会等を行うべきである。

- ・アンケート調査。

全町的に広く意見を求めるためにアンケート調査を取り入れるべきである。アンケート調査の実施にあたっては、結果誘導的な設問にならないよう、設問の事前検証が十分になされること。また、重要度に応じて、設問に対する検討委員会の設置が望ましい。なお、実施にあたっては、より多くの意見を求めるため、定期的に行うこと。

- ・地域づくりリーダーの育成・支援。

具体的な予算、対象、方法について周知を図り、早急に取り組むべきである。

- ・広報紙、ホームページの充実。

ホームページは新規、更新情報の随時掲載、随時更新があり、他町にないほどの充実振りである。一方で閲覧や操作法などの周知に努めるとともに、町民の何割程度の方が利用されているか、アンケート調査も必要ではないか。

2つ、情報化の推進と行政サービスの向上。

(1) 電子自治体の推進。

- ・電子自治体の構築に向けた総合的な電子化推進。

電子入札システムは、活用状況の調査と検証が必要である。併せてセキュリティ対策の構築に努めるべきである。

- ・町内の高速通信網の活用推進。

光回線使用により加入率が上がっているが、どのように活用するか。更なる検討として住民の安否、健康管理、安全の確保に役立つような推進が必要である。また、スマートフォン等を利用した情報伝達の推進も検討すべきである。

(2) 住民サービスの向上。

窓口サービスの見直しとして、窓口時間の延長、休日の日直業務といった努力が認められるので、更なる充実と事務の迅速化を努められたい。

- ・来庁者の案内については、受付窓口が設置され、好評を得ているところから、各課においても丁寧な説明・接遇に努められたい。住民へのサービス周知徹底のための総合案内一覧表、公共施設の地図、配置図等を作成、配布し、来庁者に対するわかりやすい案内が大切である。

・サービスの向上が総じて庁舎内の事務処理に重点がおかれているので、住民の立場にたった対応に努めるよう、更なる努力を求める。住民の求めるサービスにはどんなものがあるか、アンケート調査も一方ではある。

### 3、組織・機構の整備。

#### (1) 組織・機構の改革。

#### (2) 審議会、委員会等の整理・統合。

- ・審議会、委員会等委員の公募促進。

重複に対する批判も聞かれるので改善を求める。また、公募は幅広く広報等による周知を図るべき。運営方法、時間なども十分検討すべきである。

#### (3) 行政区等の再編・統合。

- ・小規模行政区の統合の推進。

小規模の区であっても、それぞれの区で会計、区費徴収方法、行事などが異なっており、統合は事実上困難。それよりも、小規模の区をまとめた組織を構築し、代表である組織の会議により、種々の問題に対し審議を尽くすべきである。再編は、この方式が浸透した後に検討できるのではないか。

### 4、行財政システムの簡素化・効率化。

#### (1) 事務事業の見直し。

- ・南関町事務事業評価システムの充実。

第3次行革実施プログラムでは、平成20年4月から試行されているので、その結果をもとに検討すべきである。

#### (3) 公共工事入札の改善。

・地元業者の技術力向上と適正な工事の施工を念頭においた一般指名競争入札制度、最低価格制度を含めた入札方式、あるいは条件付き一般競争入札、総合評価方式の一般競争入札制度を検討していくべきである。

### 5、職員の配置、定員及び給料の適正化。

#### (1) 職員配置の適正化。

- ・長期在職職員の配置見直し。

職員の見識を広めるためにも、同一業務の長期在籍の減少に努めるべきである。

- ・職員の計画的な採用及び適正な配置。

新たな職員定員管理計画の策定は、外部評価あるいは他市町村を参考にした再度の見直しが必要ではないか。

- ・臨時職員等の配置基準の明確化。

更なる配置基準の明確化、実行が必要である。

#### (2) 職員数の適性化。

・組織・機構改革、民間委託、事務事業委譲状況を考慮した新規採用計画の実施。  
職員定数管理計画は人口動態、社会情勢の変化に伴い、職員定員管理計画そのもの見直しが必要である。また、定年後の再任用制度については、積極的に取り組むべきである。

#### 6、職員の意識改革と能力開発の推進。

##### (1) 職員の意識改革、能力開発。

・民間的思考に立った企画力の醸成・効率化。  
サービス精神の涵養のため、民間企業等への長期研修と評価検証を進めるべき。

##### (2) 人事評価制度の充実。

・人材育成基本方針の視点に立った人事評価のみならず、地域活動への取り組み等も評価の対象として検討すべきである。

・管理職試験の導入推進については、弊害がないか慎重な検討が必要である。

#### 7、健全な財政運営の推進。

##### (1) 自主財源の確保。

・退職者再任用制度の導入。  
税務経験者のみならず、他の退職者も同等に考慮すべきであり、積極的な取り組みを検討すべきである。

・まちづくり事業（定住化、人口増）のさらなる推進が必要。  
・企業誘致の推進は、町の重要な施策と認識する。  
・受益者負担の定期的見直しは、需要、利用状況を精査の上、進めるべきである。

##### (2) 歳出の適正化。

・その他非常勤の特別職、各種委員会等の報酬の見直し。

他市町村を参考に検討が必要である。

・補助金・交付金等の検証・定期的な見直し。

費用対効果の詳細な検証が必要である。

・方針に基づく借用財産購入の推進。

鋭意進めるべきである。

・町づくり（経営）。コンサルタントを活用し、国・県の補助金の精査と有効活用に努めるべきである。

#### 8、公共施設の設置及び管理運営。

・延長、夜間・一時預かり、休日等の特別保育サービスの拡充。

雇用状況、生活形態の変化を踏まえ、保育サービスの強化を図るべきである。

・指定管理者制度運用。

運用にあたっては、社会情勢の急変も想定し、慎重な対応が必要である。

9、広域行政の連携強化。

- ・各自治体共通の事務事業の広域処理推進。

各自治体共通の事務事業には、クラウドシステムの導入を図り、経費削減と効率化を図るべきである。

- ・公共施設の広域利用の促進。

定住自立圏構想に基づく連携の検討と共に、急ぎ取り組まれない。

- ・高齢化に伴う交通システムの新たな構築。

近隣の市町と協議しながら、早急に取り組むべきである。

以上でございます。

-----○-----

#### 日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理いたしました陳情書は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、配付といたしましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） 改めまして、おはようございます。

平成25年3月定例議会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年12月に発足いたしました安倍政権は、日本経済の再生を重点課題として、財政政策、金融緩和、成長戦略の3つの矢を政策の中心として、平成24年度補正予算で公共事業を中心とした予算を編成されました。

この政府の対応を受け、金融市場ではドル高円安、株価が上昇に転じ、日本経済の回復に大きな効果をもたらしてまいりました。

しかしながら、日本は少子高齢化で高齢者の比率が増加し、生産人口が減少することは避けることができません。また、これに伴い、社会保障費の増大も考えられるところでございます。

さらには、地方自治体の財政の硬直化が進んでいる状況にありますので、地方自治体の財政健全化の対策も早急な課題であると考えております。

次に、町政でございますが、産業廃棄物処理施設建設につきましては、今月の4日に熊本県と財団法人熊本県環境整備事業団、南関町で、環境保全協定書を締結いたしました。平成18年9月に熊本県が南関町坂下地区に候補地を決定して以来、安全性に対する不安から、地域の皆さまにはたいへんご心配をおかけいたしました。町民皆さまの思いを考えますと、これまで苦勞の連続でございました。この度の締結を機に施設の安全性は当然のこと、地域に役立つ施設になることを願うものでございます。

次に、今回提案いたします案件は、条例の制定につきましては南関町職員の再任用に関する条例の制定について外 11 件を提案しております。特に定住促進を図るために南関町住宅分譲条例の制定についての条例を提案しております。

次に、条例の一部改正につきましては、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外 8 件を提案しております。特に第一保育所の廃止に伴い、南関町保育所条例の全部改正についてを提案しております。

また、条例の廃止につきましては、第一保育園の廃止に伴い、南関町保育園医及び保育園歯科医条例の廃止についての条例を提案しております。

次に、平成 24 年度補正予算でございますが、一般会計、特別会計の 6 件を提案しております。特に一般会計におきましては、国の補正予算を受けて、農林水産業費において 1 億 6,600 万円の追加、土木費におきましては 7,000 万円の追加をしております。

次に、平成 25 年度当初予算でございますが、一般会計、特別会計の 9 件を提案しております。特に一般会計におきましては、平成 25 年度予算編成方針に基づいて編成しているところでございます。特に事業推進につきましては、南関町総合振興計画の趣旨を踏まえた事業とし、南関町行政改革大綱の方針により、経費の節減、事務事業の見直し、各種事業の優先順位等の選択を行うことによって、歳出の抑制を図り、財源の重点的・効率的な配分に努めているところでございます。

しかしながら、25 年度一般会計当初予算は、前年度当初予算と比較して 7 億 671 万 3,000 円、14.5% の増の 55 億 8,948 万 1,000 円となっているところでございます。これは産業廃棄物施設関係の地域振興策や、うから館の直営による運営費や、住宅分譲事業により増加したものでございます。

次に町道路線の認定について 1 件、次に昨年 5 月から大牟田市と協議してまいりました定住自立圏形成協定の締結について、熊本県町村総合事務組合の規約の一部変更について 42 号議案を提案しておりますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第 5、議案第 1 号から日程第 45、議案第 41 号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第 5、議案第 1 号から日程第 45、議案第 41 号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- 日程第 5 議案第 1 号 南関町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 南関町地域振興対策基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 南関町保育の実施に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11 号 南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 12 号 南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 14 号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15 号 南関町宅地分譲条例の制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 18 号 南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 20 号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び

に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

- 日程第 25 議案第 21 号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 22 号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 24 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 24 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 24 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 24 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 24 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 24 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 24 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 34 議案第 30 号 平成 24 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 35 議案第 31 号 平成 25 年度南関町一般会計予算について
- 日程第 36 議案第 32 号 平成 25 年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 37 議案第 33 号 平成 25 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 38 議案第 34 号 平成 25 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 39 議案第 35 号 平成 25 年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 40 議案第 36 号 平成 25 年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第 41 議案第 37 号 平成 25 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 42 議案第 38 号 平成 25 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 43 議案第 39 号 平成 25 年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

日程第 4 4 議案第 4 0 号 町道の路線認定について

日程第 4 5 議案第 4 1 号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（本田眞二君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第 1 号議案、南関町職員の再任用に関する条例の制定についてご説明いたします。

再任用制度は、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、雇用と年金の連携を図るとともに、長年つちかった能力・経験を有効に発揮できるようにするために設けられたものでございます。

このことについては、人事院規則 1 1—9 定年退職者等の再任用で制定されており、県下においても平成 2 3 年度の調査において、4 5 団体中 3 5 団体、7 7. 8 % が条例を制定している状況であり、また県からも制定の技術的助言を受けたものであります。

このことを受けて、町としても再任用制度の趣旨に則り、退職後においても働く意欲と能力を有する職員について再任用する仕組みを規定したものであります。

次に、南関町職員の再任用に関する条例の内容について説明いたします。

第 1 条は、趣旨を定めております。これは上位法である地方公務員法第 2 8 条の 4 及び同法第 2 8 条の 5 に規定する職員に再任用に関し、必要なことを定めることとしたものでございます。

第 2 条は、再任用職員の対象とする定年退職者に準ずるものを規定し、第 3 条は任期の更新を規定し、本人の同意を得て、勤務成績が良好である場合に再任用できる旨を規定しています。

第 4 条は、任期の末日として再任用を更新する場合、最大更新できる期限を定めております。

なお、附則第 1 条として、条例の施行日を平成 2 5 年 4 月 1 日とし、同第 2 条において、南関町職員の定年等に関する条例第 1 条及び第 5 条において、職員の再任

用に関する記述がありましたので、再任用条例を制定するにあたり、その部分を削除するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、改正にかかる理由が2点ございます。まず第1の理由は、第1号議案に提案しました職員の再任用制度の導入に伴い改正するものでございます。再任用にはフルタイム、1週間当たり38時間45分で勤務するタイプを再任用職員と呼び、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間を勤務する職員を再任用短時間勤務職員と呼び、勤務時間が異なる勤務体系があり、そのことによる改正でございます。

次に、第2の理由が、時間外勤務代休制度の新設でございます。この制度は長時間時間外勤務を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とした労働基準法の改正により人事院規則15—14で制定されたもので、その手続きについて規定したものでございます。

次に、改正条例の内容について説明します。

第2条については、第3項の次に第4項として、再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間の規定を追加しているものです。また、南関町職員の育児休業等に関する条例に定める育児短時間勤務職員及び任期付き短時間勤務職員と同様の規定については、再任用短時間勤務職員を追加しております。

また、8条の3として、先ほど増えました時間外勤務代休時間についてを定めております。

なお、附則として、第1条で条例の施行日を平成25年4月1日と定めております。また、同第2条において、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の第2条中、職員団体のための業務や活動ができる期間についての定めで、時間外勤務代休時間を追加することで第2号を、第2号と第3号に分割することで第2条の整理をしたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第3号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

南関町報酬、費用弁償等に関する条例は、非常勤職員の報酬及び費用弁償の支出に関して定めた条例であります。今回の改正は、南関町立保育所の廃止に伴い、保育園医の規定を削除したものでございます。

それでは、改正する条例の内容を説明します。改正する箇所は、別表第1の「保

育園医（歯科医を含む）年額4万7,000円」の行を削除するものでございます。

附則として、条例の施行日を平成25年4月1日と定めております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第4号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、改正にかかる理由が4点ございます。

まず第1の理由が、第1号議案に提案しました職員の再任用制度の導入にかかる改正でございます。

第2の理由は、一般職の職員の給与に関する報酬の改正で、月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合が改正されましたので、町の条例も改正するものでございます。

第3の理由は、給与条例、第10条で規定している勤務1時間当たりの給与額の算出の仕方について規定を改正するものです。

第4の理由は、町立保育所の廃止に伴い、級別職務分類表の中で保育所に勤務する職員の職務、保育士、主任保育士、園長、総括園長を削除するものでございます。

次に、条例の内容についてご説明します。

第3条及び第3条の2は、再任用職員、再任用短時間勤務職員の給与月額を定めています。再任用職員は職務に応じて定める級に適用される給与表の再任用職員の欄に掲げる給与月額とするという改正でございます。また、再任用短時間勤務職員については、再任用職員の俸給月額を基礎とし、それぞれの級につき勤務時間数に応じて比例計算で得られた額とすることにしています。

それに伴い、別表第1の改正を行っています。別表第1は、条例の改正の3枚目の表になっているものでございます。先ほど言いました再任用職員については、その表の一番下に掲げているところです。1級、2級、3級、4級、5級、6級と定めているところでございます。

また、条例の説明に戻ります。また、第10条の6項に規定しているのは、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当について、通常の勤務時間の7時間45分に達するまでは時間外勤務扱いとせず、通常の100分の100で計算することにします。

さらに、第14条において、再任用職員の期末手当の額について、期末手当基礎額に100分の145を乗じて得る額としています。

第15条において、勤勉手当についても再任用職員については勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額を支給することにしています。

次に、第10条第4項において、時間外勤務手当の割増しの規定でございます。

月60時間を超えた時間だけを対象とするもので、平日午後の1時間につき1.5増しとし、平日夜間については1.75増しとするものでございます。ただし、職員の長時間勤務を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とした時間外勤務代休制度の新設に伴い、時間外勤務手当の割増しに代えて、任命権者が代休として指定することができるかと規定しました。その際、時間外勤務については、第10条第5項では時間外勤務手当は現行の100分の25の時間外勤務手当を支給するが、時間外勤務代休時間を過ぎた場合は当該支給割合と本来の支給割合の差額、つまり100分の25は不支給となることを定めています。

次に、第11条の改正は、勤務時間、勤務1時間当たりの給与額の算出の仕方について規定を改正するものでございます。1時間当たりの給与額は、給与を減額する場合や、時間外勤務手当の基礎となるものです。労働基準法の規定に則り、熊本県人事委員会規則が改正されましたので、当町でも改正するものでございます。従前では、年間の給与額の総計を、年間の勤務時間で除する方法で求めていましたが、今回の改正により、給与額の総計に月額で定めた特殊勤務手当、税務手当や介護手当を含ませることとし、また年間の総勤務時間から勤務を必要としない年末年始の期間、祭日等を10年間の平均として18日とすることにより、18日の勤務時間を減じた勤務時間で除する金額が勤務1時間当たりの給与額とする規定です。

最後に、別表第2中の改正は、町立保育所の改正に伴い、給与別職務分類表中で保育所に勤務する職員の職務、保育士、主任保育士、園長、総括園長を削除しているものでございます。

なお、附則として、第1条で条例の施行日を平成25年4月1日と定めております。また、第2条においては、南関町職員の育児休業等に関する条例の育児短時間勤務職員についての給与条例の特例を設けた第17条の表中、条ずれを起こした部分について改正するもので、整合性をもたせるために整理したものでございます。この給与条例において、期末手当、第14条に第3項を挿入させることにより、第3項が第4項に、また第4項が第5項となり、同じく第5項を第6項に改めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第5号議案、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

特殊勤務手当条例の一部改正については、改正にかかる理由が4点ございます。

第1の理由は、「伝染病予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に名称が改められていたために改正するものでございます。

第2の理由は、「行路病人及び行路死亡人取扱法」としていましたが、正しくは「行

旅病人及行旅死亡人取扱法」でありましたので改正するものです。

第3の理由は、再任用短時間勤務職員は、育児休業法に任期付き短時間勤務職員については、特殊勤務手当の対象から除くという改正でございます。

第4の理由は、町立保育所の廃止に伴い、保育業務等の直接処遇職員について支給しておりました保育手当の条文を削除するものでございます。

条例の一部を改正する条例の内容について説明いたします。

第1条の改正は、再任用短時間勤務職員や育児休業法に任期付き短時間勤務職員について特殊勤務手当の対象から除くという改正でございます。

第2条の改正は、2号中の「伝染病防疫」を「感染症防疫」に改め、3号中の「行路病死者」を「行旅病死者」に改め、6号の保育手当を削除するものです。

第4条の改正は、第2条改正の文言に改正し、「伝染病予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改正するものです。

第8条の改正は、保育手当を削除したために改正するもので、第9条を第8条とし、第9条を削除し、第10条を第9条にするものです。

なお、附則としまして、条例の施行日を平成25年4月1日と定めております。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 第6号議案、南関町地域振興対策基金条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

まず、提案の理由といたしまして、公共関与管理型最終処分場の建設に伴い、地域振興対策事業を実施するにあたり、条例の制定が必要になったためでございます。

具体的には、本事業に伴う熊本県からの交付金の受け入れ及び処分等に関して定めた条例でございます。

条例案につきましてご説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。

第1条でございます。目的です。この条例の設置目的は、今回の最終処分場建設に伴う地域振興対策事業の財源に充てるために設置する基金でございます。

第2条は、基金の財源です。熊本県より交付されます産業廃棄物処理施設モデル事業交付金と管理型最終処分場立地交付金をもって財源とするものです。

第3条は、基金管理の方法をうたったものです。

第4条、金の運用収益の整理についてです。県よりの交付金を各事業の財源に充て、その残金をこの基金に積み立てるものです。その基金に対して発生する基金の利子について、本基金に算入する規定でございます。

第5条、基金の繰替運用といたしまして、財政上必要があると認める場合の運用

規定です。

第6条、基金の処分についてでございます。対策事業実施の各年度において、当該年度の交付金で不足が生じた場合に、この基金より充てるための規定です。また、基金の償還金についても、この基金をもって充てるものでございます。

第7条、委任についての規定です。基金の管理及び運用について必要な事項について別途定めることとする規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、南関町地域振興対策基金条例の制定についてご説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第7号議案、南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月27日に可決成立し、同年5月11日に公布されたところでございます。この法律におきまして、第1条に新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としているところでございます。

今回、この法律第37条において準用する第26条に規定する条例への委任によりまして、市町村対策本部に対し必要な事項を条例で定めることからご提案をするものでございます。

次のページの条例案をお願いいたします。

まず、第1条に、目的といたしまして、特別措置法の第37条において、準用する法第26条の規定に基づき、南関町新型インフルエンザ等対策本部に必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条に組織として1項から4項まで、それぞれ対策本部長、対策副本部長、対策本部員、必要な職員を置くとし、5項におきまして、必要な職員は町の職員から町長が任命するとするものでございます。

第3条に議会の規定をいたしております。議会については、対策本部の会議を本部長が招集するというものでございます。

また、第4条に委員会の設置ということで、それぞれ本部長が指名をするということを規定をいたしております。

第5条に雑則として、前各条に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めるものとするものがございます。

最後に附則といたしまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の政令で定める日から施行するものとするものがございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 説明の途中ですが、10分程度休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。

福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第8号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定につきまして、提案理由及び内容についてご説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を別紙のとおり制定するものがございます。

提案理由につきましては、一括法によります条例の制定ということ、並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律、また介護保険法の一部が改正され、このことによりまして条例で定める必要があるためにご提案をするものがございます。

まず、この条例の定める基準といたしまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、1つ、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設その入所定員に係る基準、1つ、指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準について条例で定めるものがございます。

また、本条例の対象となる地域密着型サービスは8種類でございます。この8種類における基準及びサービスについて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づきまして、省令第1条に規定されている従うべき基準、標準については、原則として基準のとおりとし、参酌すべき基準につきましては、基準のとおり定めることを基本といたしまして、一部の項目について独自の基準を規定をいたしております。

大きく第1章の総則第1条から第10章までの委任までの第203条、最後に附

則として第1に施行期日を平成25年4月1日から施行するとし、経過措置を第2から第17まで定めるものとございます。

この条例につきましては、原則として省令に基づき制定すると申し上げましたところから、主なものにつきまして、目次であります1ページから3ページによりご説明をさせていただきたいと思っております。

第1章、総則において、本条例は法の委任に基づくものであることから、第1条として趣旨の規定を定めているところでございます。

また、第3条3項におきまして、指定地域密着型サービスの事業の申請にかかる基準については、法第78条の2第4項第1号で指定をしてはならない者として、「申請者が市町村の条例で定めるものでないとき」となっており、介護保険施行規則によりまして、「厚生省の省令で定める基準は、法人とする」と規定されていることから、町の基準も法第78条の2第4項第1号に規定する条例を定めるものは法人とするということで規定をいたしております。

大きく第2章からは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」から、第9章の「複合型サービス」まで、8種類のサービスについて明記をいたしております。その8種類のサービスにつきまして、各節ごとに基本方針と人員に関する基準、設備及び運営に関する基準などを規定しているものでございます。

この中で第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におきまして、その第3節設備に関する基準において、第152条でございますけれども、入所定員の基準を定めることになっておるところでございます。この基準につきましては、介護保険法第78条の2によりまして、入所定員が29人以下であって、市町村の条例で定める数となっていることから、第152条1項において、「入所定員29人以下とする」として規定するものでございます。

また、各章における規定の中で、運営に関する基準の節におきまして、すべての地域密着型サービスについて、サービスの提供に関する記録の保存期間を原稿の省令で規定されております2年間から、町独自の基準といたしまして、5年間保存しなければならないと規定をいたしているところでございます。この規定する条項につきましては、第2章第4節、運営に関する基準、条例では第42条になります。

続きまして、第3章の第4節、運営に関する基準の条例第58条に該当いたしているところでございます。第4章3節につきましては、運営に関する基準の第79条に規定をいたしているところでございます。

第5章第4節におきましては、条例第107条に規定をいたしております。

第6章第4節、運営に関する基準につきましては、条例第127条に規定をいたしているところでございます。

第7章第4節につきましては、条例第148条に規定をいたしているところでございます。

第8章第4節につきましては、条例第176条に規定をいたしているところでございます。

第9章第4節につきましては、条例第201条に規定しているところでございます。

この2年間から5年間とする理由につきましては、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、当該給付費の返還を請求することになりますけれども、現行の省令ではサービス提供に関する記録の保存期間が2年間と規定されているところでございます。このため、2年以上遡って書類の確認を行うのは非常に困難な状況になっているところでございます。

また一方、介護給付費の返還請求権にかかる消滅時効につきましては、地方自治法の規定により5年間と定められているところでございます。このことによりまして、地域密着サービスの事業者に対し、サービスの提供に関する記録を5年間保存させることにより、不適切な支給事例が発生した場合には、5年間遡って対応できるようにするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第9号議案、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定につきまして、提案理由及び内容についてご説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、先ほど一括法の施行に伴い、さらに介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律並びに介護保険法の一部が改正され、条例で定める必要があるためにご提案をするものでございます。

この条例の定める基準といたしまして、1つ、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、1つ、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準について定めるものでございます。

また、本条例の対象となる地域密着型介護予防サービスにつきましては、3種類でございます。この3種類における基準等及び介護予防サービスについて指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき

まして、省令第1条に規定されております、従うべき基準、標準については、原則として基準のとおりとし、参酌すべき基準については基準のとおり定めることを基本といたしまして、一部の項目について独自の基準を設定し、総則の第1条から第5章の委任までの第91条まで、最後に附則に第1として施行期日を平成25年4月1日から施行することとし、経過措置を第2から第4まで定めているところでございます。

この条例につきましても、原則として省令に基づき制定いたしますところから、1ページから2ページの目次により説明をさせていただきます。

まず、第1章総則において、本条例は法の委任に基づくものであることから、趣旨の規定をしているところでございます。

また、第3条3項におきましても、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者にかかる基準については、法第115条の12第2項第1号で指定をしてはならない者として、「申請者が市町村の条例で定めるものでないとき」となっており、介護保険施行規則によりまして、「厚生労働省令で定める基準は、法人とする」と規定されているところから、町の基準も法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定めるものは法人とするものでございます。

第2章からは、「介護予防認知症対応型通所介護」から、第4章の「介護予防認知症対応型共同生活介護」まで、3種類のサービスについて、各節ごとに基本方針、人員に関する基準、設備及び運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定をいたしております。

また、各章における規定の中で、運営に関する基準の節におきまして、すべての地域密着型介護予防サービスについて、サービス提供に関する記録の保存期間を現行の省令で規定されている2年から、町独自の基準として5年間保存しなければならないと規定をいたしているところでございます。規定する条項につきましては、第2章第3節、条例第40条です。

それから、第3章第4節、条例第64条、第4章におきましても、第4節、条例第85条に規定しているところでございます。理由といたしましては、先ほどの提案の内容にも説明させていただきましたけれども、2年間という期間から5年間保存させることにより、不適切な支給事例が発生した場合には、5年間遡って対応できるようにするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案、南関町保育の実施に関する条例の制定につきましても、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町保育の実施に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、公立南関第一保育所の民営化に伴い、条例を適正なものとするためにご提案するものでございます。

次のページをお願いします。

南関町保育所条例(昭和22年条例第8号)の全部を改正するものでございます。

趣旨といたしまして、第1条に保育の実施に関し必要な事項を定めるものでございます。

保育の実施基準として、第2条に第1号から第7号までの各号を定めるものでございます。この各号に児童が保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合と認められる場合に行うものとするということで、第1号から7号までを規定するものでございます。

第3条に委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

最後に、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第11号議案、南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止について、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、公立南関第一保育所の廃止に伴い、条例を廃止する必要があるためにご提案するものでございます。

次の条例案をお願いします。

南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例(昭和32年条例第8号)は廃止するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第12号議案、南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、平成25年4月1日から総合文化福祉センターの管理運営を行うにあたりまして、条例の一部を改正する必要があるためにご提案するものでございます。

次の条例案をお願いいたします。

南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正するものでございます。

第6条の2第1項第1号中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改め、第6条の5中「5年間とする。」を「5年を超えない範囲内において町長が定めるものとする。」に改め、第8条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改め、別表第2の次に次の1表を加えるものです。別表第3（8条関係）につきましては、区分を食堂、金額を月額26万2,500円、それから摘要とするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものものとさせていただきます。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行前の規定による利用の許可の申請及び利用の許可を受けている者は町長にされた利用の許可申請、町長の許可を受けた者とみなすということで経過措置を設けているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第13号議案、南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正する法律の施行に伴う条例の一部改正及び軽減措置の廃止による条例の一部を改正する必要があるためにご提案を申し上げます。

次の条例案をお願いいたします。

南関町地域生活支援事業利用料条例（平成18年条例第22号）の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を、「障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に

改め、第3条第1号中「9,300円」を「3万7,200円」に改め、同条第2号中「6,150円」を「2万4,600円」に改め、同条第3号中「3,750円」を「1万5,000円」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものものとございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第14号議案、南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正する法律及び児童福祉法を改正する法律の施行に伴い、条例を適正なものにするためにご提案するものでございます。

次の条例案のページをお願いいたします。

南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の表受給資格者の項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に改め、「第18条の規定」を「第18条の規定の例」に改め、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、また同表中「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2」に改め、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第70条」を「障害者総合支援法第70条」に改め、「第24条の20の規定による障害児施設医療」を「第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療及び同法第24条の20の規定による障害児入所医療」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものものとございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） それでは、第15号議案、南関町宅地分譲条例

の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、平成23年度より本格的な少子高齢化対策、定住対策として、住んでよかったプロジェクト推進事業に取り組んでおりますが、町営住宅、定住促進住宅や空き家バンク制度ではなく、新たに優良な宅地を開発し、若者等が住宅建築を容易に行える環境を整備し提供することにより、さらなる定住促進を図るためであります。

次に、南関町宅地分譲条例の内容について説明いたします。

第1条、目的につきましては、定住促進及び地域の活性化を図るため、自ら居住するため住居を必要とする者に対して町が整備した宅地を譲渡することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定義につきましては、宅地・定住という用語の意義を定めるものでございます。

第3条、分譲希望者の募集につきましては、分譲地に係る事項及び申込み方法等を定めるものでございます。

第4条、希望者の資格につきましては、希望者の資格要件を定めるものでございます。

第5条、分譲の申請につきましては、資格要件による申請を定めるものでございます。

第6条、譲受人の決定につきましては、希望者の資格の審査、譲受人の決定について定めるものでございます。

第7条、契約の締結につきましては、町と譲渡契約の締結について定めるものでございます。

第8条、譲渡価格につきましては、宅地の譲渡価格を定めるものでございます。

第9条、譲渡代金の支払につきましては、譲渡代金、保証金の納入について定めるものでございます。

第10条は、宅地の引渡しについて定めるものでございます。

第11条、所有権移転登記につきましては、所有権を当該譲渡人に移転する登記について定めるものでございます。

第12条、住宅建築等の条件につきましては、譲受人に宅地を譲渡する規定を定めるものでございます。

第13条は、譲渡決定の取消し及び契約の解除について定めるものでございます。

第14条、宅地の買戻等につきましては、買戻特約、買戻権の行使等を定めるものでございます。

第15条、損害賠償につきましては、買戻権の行使に伴う譲受人の賠償を定める

ものでございます。

第16条は、有益費等請求権の放棄について定めるものでございます。

第17条、建築物等に関する協定につきましては、良好な居住環境を確保し、将来の良好な景観を形成するため、譲受人との間に宅地分譲の建築物等に関する協定を締結することを定めるものでございます。

第18条、委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第16号議案、南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、第15号議案でご説明いたしました宅地分譲事業実施に伴い、特別会計を設ける必要があるためでございます。

次に、南関町宅地分譲事業特別会計条例の内容について説明いたします。

第1条、設置につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により、宅地分譲事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、特別会計を設置するものでございます。

第2条、歳入及び歳出につきましては、この会計においては、宅地分譲事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、宅地分譲の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、その他の諸支出をもってその歳出とするものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第17号議案、南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行に伴い、条例の制定が必要となるためでございます。

道路法第30条では、これまで道路の種類の違いなく、道路の構造の技術的基準を政令へ委任すると定めてきましたが、第1次一括法第33条により、道路法が一部改正され、町道の道路構造の技術的基準については政令で定める基準を参酌して、

新たに道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなっております。

道路法によりますと、条例で定める事項は、幅員、線形、視距、これは見通しでございませう。勾配、路面、排水施設、交差または接続、待避所、横断歩道橋、さく、その他の安全な交通を確保するための施設とされております。参酌すべき政令を町道の状況を勘案し検討いたしまして、道路の区分に関しましては、町道として高速道路や自動車専用道路を設けることは考えにくいことから、その他の道路に位置付けられる第3種、第4種のみについて述べております。

また、町に路面電車等の存在は考えられないこと、また積雪寒冷地域でもないことから、軌道敷についての定め、積雪地域に関する定めについては条例に定めず、その外は参酌すべき基準である政令に定める基準に準じて条例を定めております。

条例は、全43条で構成され、第1条で条例の趣旨、第2条で定義、第3条で道路の区分、第5条から第43条までで道路の構造の一般的技術的基準を定めております。

条文につきましては、議案のとおりといたしております。

なお、施行期日は法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日といたしております。

以上、南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第18号議案、南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行に伴い、条例の制定が必要となるためでございます。

道路管理者が設ける道路標識につきましては、道路法の第45条第2項に内閣府令・国土交通省令で様式を定めると規定されておりますが、第1次一括法第33条によって道路法が改正され、第45条に第3項が追加され、道路標識の寸法については内閣府令・国土交通省令で定める基準を参酌して、道路管理者が条例で定めることとなっております。また、条例で寸法を定める道路標識は、「案内標識」と「警戒標識」、並びに「これらに付置される補助標識」とされたところでもございます。

これまで町が設置している道路標識の寸法は内閣府令・国土交通省令に基づき設置しており、今後も同様に設置することで混乱が生じないとして、内閣府令・国土交通省令に準じて条例を定めることといたしております。

条例は2条で構成され、第1条で条例の趣旨、第2条で寸法について定めており

ますが、参酌すべき基準を内閣府令・国土交通省令では別表で規定する形としてございますので、条例も規則で規定するものとしたしております。また、規則も同様に、規定に準じた内容として定めることとする予定でございます。

なお、施行期日は法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日としたしております。

以上、南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、第19号議案、南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行に伴い、条例の制定が必要となるためでございます。

条例制定の背景・目的といたしまして、第1次一括法の施行に伴い、河川法の一部が改正され、町が管理する準用河川の河川管理施設及び河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防等の主要なものの構造の技術的基準については、これまで「河川管理施設等構造令」により全国一律に規定されておりましたが、この政令の基準を参酌して、町が条例で定めることとなったため、条例を新たに制定するものでございます。

河川管理施設とは、河川法第3条第2項において、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設とされ、河川管理施設等構造令において、ダム、堤防、床止め、堰、水門、樋門、揚水機場及び排水機場等とされております。

また、準用河川とは、河川法第100条第1項の規定により、一級河川及び二級河川以外の河川で、町長が指定したものをいいます。南関町では24河川を準用河川として指定しております。

条例制定に向けた考え方といたしましては、国が定めた「河川管理施設等構造令」を基本とし、町の準用河川の現状を考慮して、河川管理施設等の構造の技術的基準を定めております。

条例の概要としましては、全65条で構成され、第1章では条例の趣旨、用語の意義について定めております。また、第2章からは具体的に、堤防、床止め、堰、水門、樋門、揚水機場、排水機場、取水塔、橋、伏せ越しについても構造令を基準として定めております。

なお、「構造令」に定められております「ダム」、「高規格堤防」については、準用

河川には将来的に設置が想定されにくいことから、条例には定めないものとしておいております。

条文につきましては、議案書のとおりとさせていただきます。

なお、施行期日は法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日といたしております。

以上で、南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第20号議案、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）の施行に伴い、条例の制定が必要となるためでございます。

町の簡易水道施設は水道法に則り整備し、維持管理を行っております。また、専用水道施設においても維持管理を行っているところでございます。

今回新たに条例を制定することとなりましたのは、第2次一括法第105条によって水道法が改正され、これまで政令で定めることとなっていた水道布設工事の監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準を町が条例で定めることとなったためでございます。

町の簡易水道施設は、国の基準により整備したものでございますので、町としては水道法施行令、施行規則に準じた内容を定めることとして、今回条例を制定することといたしております。

条例は4条で構成され、内容としては第1条に条例の目的、第2条に対象工事の範囲、第3条に工事監督者の資格基準、第4条に水道技術管理者の資格基準を定めるものでございます。

対象工事の範囲は水道法施行令第3条に、工事監督者の資格基準は水道法施行令第4条に、水道技術管理者の資格基準は水道法施行令第6条に準じて定めておるところです。詳しくは条文にあるとおりといたしております。

なお、施行期日は法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日といたしております。

以上で、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第21号議案、南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の施行に伴い、条例の改正が必要となるためでございます。

第1次一括法第32条によって公営住宅法が改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準、入居収入基準については、公営住宅等整備基準を参酌して町が条例で定めることになっております。

町営住宅及び共同施設は、公営住宅法施行令で定めている基準により整備したものですので、町としては当該基準と同じ内容を定めることとして、今回条例を改正することといたしております。

国・県の住生活基本計画で、ユニバーサルデザインの導入が示されておりますので、当該基準に加えて、今回条例には取り入れておるところでございます。

条例の構成といたしましては、第1章の次に第1章の2として町営住宅の整備基準を、第2条の3から第2条の18を加えることといたしております。

条例改正により追加する基準は、総則的な基準としましては、健全な地域社会の形成への配慮・良好な居住環境の確保・費用の縮減への配慮・ユニバーサルデザインの導入に努めることを、敷地の基準としましては、位置の選定の基準・敷地の安全等の基準を、公営住宅の基準としましては、住棟等の基準・住宅の基準・住戸の基準・住宅内の各部の基準・共用部分の基準・附帯施設の基準を、共同施設の基準としましては、児童遊園の基準・集会所の基準・広場及び緑地の基準・通路の基準を定めております。

また、入居収入基準につきましては、第5条第1項第3号で改めることといたしております。なお、第6条第2項の改正は、条ずれによる改正でございます。

入居収入基準金額の変更は、入居の態様に直接に影響するものであるため、低額所得者等が入居しがたくなならないよう、一般的な世帯については従前と同様の「15万8,000円」とし、第5条第1項第3号アの（ア）から（エ）までの世帯につきましては、現行の規定が適当であると判断し、「21万4,000円」を維持します。詳しくは条文にあるとおりでございます。

なお、施行期日は法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日といたしております。

以上で南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終らせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、第22号議案、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）の施行に伴い、条例の改正が必要となったためでございます。

南関町下水道条例は、町が設置した公共下水道の管理及び使用について定めたものでございます。今回、この条例を改正するのは、第2次一括法第107条によって下水道法が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準について、町が条例で定めることとなったためでございます。

町の下水道施設は、国が全国一律で定めている基準により整備したものでございますし、町としては国が定めている基準と同じ内容を定めることとして、今回条例を改正することといたしております。

構成としましては、第1章の次に第1章の2として、第2条の2から第2条の7を加えることといたしております。

内容としましては、第1条の「使用」の次に、「並びに施設の構造及び維持管理の基準」を加え、第2条中第10号を第12号とし、第4号から第9条までを2号ずつ繰下げ、第3号の次に2つの号を加えることといたしております。

また、第2条の2からは、排水施設、処理施設及び共通する構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理について定めております。

また、下水道法施行令の改正に伴い、下水道条例第13条に定める除害施設の設置について、1・4―ジオキサンについての基準を追加するものでございます。詳しくは条文にあるとおりとなっております。

なお、施行期日を法律による経過措置を適用して、附則において平成25年4月1日といたしております。

以上、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、昼食休憩のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行してください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第23号議案、平成24年度南関町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,864万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,637万6,000円とするものでございます。

ページ、2ページをお開きください。

歳入でございます。1款の町税2,840万円を追加し、10億3,626万2,000円とするものでございます。

次に、10款の地方交付税です。489万1,000円を追加し、18億5,143万3,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金でございます。425万2,000円を減額し、1億450万6,000円とするものでございます。

13款使用料及び手数料7万9,000円を減額し、1億1,657万円とするものでございます。

14款国庫支出金7,950万5,000円を追加し、5億1,746万6,000円とするものでございます。

15款県支出金1億268万4,000円を追加し、4億6,231万3,000円とするものでございます。

17款寄附金296万2,000円を追加し、371万3,000円とするものでございます。

18款繰入金7,122万円を減額し、1,398万円とするものでございます。

20款諸収入514万9,000円を追加し、2,916万4,000円とするものでございます。

21款町債940万円を減額し、8億2,449万7,000円とするものでございます。

補正前の額が51億5,773万6,000円に対しまして、1億3,864万円を追加し、52億9,637万6,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。1款議会費197万1,000円を減額し、7,956万4,000円とするものでございます。

2款総務費1,338万4,000円を減額し、6億307万4,000円とするものでございます。

3款民生費2,717万6,000円を減額し、15億452万円とするものでござ

ざいます。

4款衛生費1,838万6,000円を減額し、4億3,081万5,000円とするものでございます。

5款農林水産業費1億5,845万4,000円を追加し、4億3,238万2,000円とするものでございます。

6款商工費260万1,000円を減額し、6,419万4,000円とするものでございます。

7款土木費5,881万1,000円を追加し、7億3,385万6,000円とするものでございます。

8款消防費387万9,000円を減額し、1億8,949万6,000円とするものでございます。

9款教育費1,127万1,000円を減額し、6億1,018万1,000円とするものでございます。

12款予備費4万3,000円を追加し、1,014万4,000円とするものでございます。

補正前の額51億5,773万6,000円に対しまして、1億3,864万円を追加し、52億9,637万6,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。追加で農林水産業費、1項の農地費、事業名が農業施設整備事業でございます。1億5,600万円を追加するものでございます。

次に変更でございます。7款の土木費、2項の道路改良費でございます。補正前の額が1億4,970万円に対しまして、補正後が2億9,883万円とするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

歳入でございます。1款の町税、1目の個人でございます。200万円を減額し、2億5,890万円とするものでございます。

次に法人です。370万円を追加し、6,700万1,000円とするものでございます。

次に、固定資産税2,410万円を追加し、5億9,400万円とするものでございます。現年度課税分2,210万円、償却資産の追加によるものでございます。

軽自動車税100万円を追加し、3,170万円とするものでございます。

町たばこ税200万円を追加し、7,100万円とするものでございます。

入湯税40万円を減額し、1,340万円とするものでございます。

12ページでございます。

10 款の地方交付税 4 8 9 万 1,0 0 0 円を追加し、1 8 億 5,1 4 3 万 3,0 0 0 円とするものでございます。追加交付分でございます。

1 2 款の分担金及び負担金でございます。新たに 1 目に農林水産業費分担金を追加しております。3 9 0 万円追加しております。これは農業水利施設保全合理化事業分担金、それから農業基盤整備促進事業分担金でございます。

次に、総務費分担金については、1 2 万円を減額しております。

次に、1 2 款分担金及び負担金、2 目の民生費負担金でございます。8 0 8 万 4,0 0 0 円を減額し、8,8 5 8 万 1,0 0 0 円としております。特に 3 節の老人福祉費負担金、老人ホーム市町村負担金の 6 8 1 万 6,0 0 0 円の減額が主なものでございます。3 目の衛生費負担金 5 万 2,0 0 0 円を追加しております。

次に、1 3 款の使用料及び手数料でございます。3、衛生使用料 1 5 万 2,0 0 0 円を追加しております。

次に、1 3 款の総務手数料でございます。2 7 万 6,0 0 0 円を減額しております。民生手数料につきましては 4 万 5,0 0 0 円を追加しております。

1 4 款国庫支出金の 1 目の民生費国庫負担金 1,5 3 8 万 6,0 0 0 円を減額し、2 億 8,4 4 6 万 5,0 0 0 円としております。主なものは 1 3 節の児童手当国庫負担金の 1,4 7 4 万 4,0 0 0 円の減額でございます。これは負担割合の変更に伴う減でございます。

次に、総務費国庫補助金 5,6 1 8 万 5,0 0 0 円を追加しております。新たに追加です。これは地域の元気臨時交付金でございます。平成 2 4 年度の国の補正予算に伴うものでございます。

次に、2 目の民生費国庫補助金 1 2 0 万 4,0 0 0 円を減額しております。

次に、4 目の土木費国庫補助金 4,0 6 8 万 7,0 0 0 円を追加し、1 億 2 4 7 万 7,0 0 0 円としております。これは道路橋梁費の交付金です。社会資本整備交付金でございます。

次のページをお開きください。

2 目の民生費国庫委託金 7 7 万 7,0 0 0 円を減額しております。

1 5 款の県支出金につきましては、1 目の民生費県負担金 2 1 4 万 9,0 0 0 円を減額しております。

次に、総務費県補助金でございます。6 7 万 9,0 0 0 円を追加しております。これは生活交通維持・活性化総合交付金、いわゆる路線バスに対する補助金の増額でございます。

2 目の民生費県補助金 1 7 5 万 9,0 0 0 円を減額しております。

次に、4 目の農林水産業費県補助金 1 億 6 1 5 万 9,0 0 0 円を増額し、1 億 5,

390万5,000円としております。この主なものはですね、農業基盤整備促進事業交付金の1億360万円が主なものでございます。

次に、15款の県支出金、県委託金のうちの1目総務費県委託金69万円を減額しております。

2目の衛生費県負担金45万1,000円を追加しております。

8目の消防費県委託金7,000円を減額しております。

次のページをお開きください。

一般寄附金でございます。1目の一般寄附金267万7,000円を追加しております。これはふるさとなにかん応援寄附金でございます。商工費寄附金については、28万5,000円を追加しております。

18款繰入金、基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金7,800万円を減額しております。これは財政調整基金の繰入金の減額です。

3目のふるさとづくり基金繰入金678万円を追加し、1,378万円としております。

20款の諸収入の延滞金でございます。1目の延滞金106万6,000円を追加しております。

20款の諸収入、預金利子に32万8,000円を減額しております。

次に、4目の後期高齢者医療受託事業費については、44万5,000円を減額しております。

次に、雑入でございます。485万6,000円を追加しております。これは節の中の最後の欄、市町村振興協会市町村交付金の443万8,000円が主なものでございます。いわゆる宝くじ分でございます。

次に、21款の町債でございます。1目の農林水産業債1,000万円を追加し、3,530万円としております。ほ場整備の事業債でございます。県営土地改良事業負担金でございます。

3目の土木費1,940万円を減額しております。これは道路橋梁整備事業債でございます。松葉線、相谷菊水線の事業費の減によるものでございます。

次に、18ページの歳出の説明に入ります。

歳出につきましては、決算見込みにより減額したものが大半ですので、増額の部分を中心にご説明していきます。

まず、議会費については、197万1,000円を減額しております。

2款の総務費につきましてはの1目の一般管理費については285万6,000円を減額しております。

一つですね、19ページの一般管理費の19節負担金、補助及び交付金の中に退

職手当特別負担金224万1,000円を追加しております。これは勸奨退職者が3月31日、1名あるために追加したものでございます。

次に、20ページをお開きください。

総務費の6目の財政調整基金でございます。500万円を追加し、558万1,000円としております。財政調整基金の積立金でございます。

7目の企画費9万8,000円を追加しております。この中の説明ではですね、19節の負担金、補助及び交付金106万3,000円を追加しております。これは地方バス運行等特別対策の補助金でございます。これは西鉄バスの吉野線、決算見込みによりまして追加しているところでございます。

続きまして、16目のまちづくり推進事業費762万4,000円を減額しております。主なものはですね、19節の負担金、補助及び交付金の中の関所っ子誕生祝金360万円の減額、タクシー料金の助成金の減額、394万円でございます。

続きまして、22ページをお開きください。

2款の総務費の統計調査総務費でございます。214万2,000円を減額しております。工業統計調査費につきましては、1万5,000円の減額でございます。

次に、3款の民生費、1目の社会福祉総務費でございます。1,225万5,000円を減額しております。主なものはですね、13節の移動支援事業委託料の110万5,000円と、24ページの繰出金の国民健康保険特別会計繰出金の680万2,000円等が主なものでございます。

次の2目の老人福祉費については、69万5,000円の減額です。

3目の養護老人ホーム費については、232万円の減額でございます。

6目の交流センター管理費については、27万2,000円の減額です。

8目の南町民センター費については、9万2,000円の減額です。

11目の総合文化福祉センター費については、20万円の減額です。

12目の介護保険費については、447万円の減額でございます。

これの26ページの一番上のものが主なものです。介護保険特別会計の繰出金382万7,000円の減額です。

次に、地域包括支援センター費では、1万8,000円の追加です。

15目の後期高齢者医療費につきましては、56万円の減額でございます。

3款の民生費、児童福祉費でございます。1目の児童福祉総務費178万7,000円の減額でございます。

続きまして、2目の児童措置費344万9,000円の減額でございます。主なものは、20節の扶助費、児童手当の339万円が主なものでございます。

3目の保育所費109万4,000円を減額しております。

続きまして、28ページをお開きください。

1目の保健衛生総務費306万9,000円の減額でございます。

続きまして、予防費618万7,000円の減額でございます。主なものは、13節の予防接種委託料の565万6,000円の減額でございます。

6目の母子衛生費255万3,000円の減額です。主なものは、13節の妊婦健診委託料234万円の減額です。

7目の環境衛生費45万5,000円の減額です。

火葬場管理費31万4,000円の増額です。

保健センター費12万9,000円の減額です。

10目の健康増進事業費462万7,000円の減額です。

13節の委託料、健康診査委託料の353万7,000円の減額が主なものでございます。

次に、4款2項の清掃費でございます。1目の清掃総務費148万3,000円の減額です。

次に、塵芥処理費13万8,000円の減額でございます。

次に、4款の衛生費、3項の水道費、1目の専用水道施設費です。これは簡易水道特別会計への繰出金5万9,000円の減額でございます。

5款の農林水産業費、2目の農業総務費81万7,000円の減額でございます。

3目の農業振興費31万7,000円の追加でございます。

19節の負担金、補助及び交付金、有害鳥獣捕獲補助金、イノシシの捕獲頭数5,000円の130頭を追加しております。

次に、4目の農地費です。1億6,023万7,000円を追加しております。これはですね、13節の委託料1,200万円、設計委託料でございます。山中堰、中野堰、大場水中ポンプの設計委託料でございます。

次に、31ページの一番上段でございます。

15節の工事請負費1億4,400万円の追加をしております。これは先ほど言いました山中堰、中野堰、大場水中ポンプの工事費でございます。

それから、19節の430万6,000円の追加は、主に県営土地改良事業負担金1,000万円の追加、それから農地・水・環境保全向上対策補助金554万9,000円の減額、これは決算見込みによって減額するものでございます。

次に、8目の農業就業改善センター費6万8,000円の追加でございます。

9目の農村広場施設費については、31万4,000円の減額でございます。

11目の畜産業費については2万2,000円の減額、それから13目の農業者年金事業費については13万5,000円の減額、14目の水田農業経営確立対策事業

費については3万3,000円の減額、20目の戸別所得補償経営安定推進業費につきましては26万3,000円の減額。

5款の農林水産業費の林業費でございます。1目の林業総務費2万9,000円の減額です。

2目の林業振興費55万5,000円の減額です。

次に、6款の商工費、1目の商工総務費については25万1,000円の減額です。

2目の商工振興費については、これ財源の組み替えをしております。

3目の観光費については、24万8,000円の減額です。

4目の企業誘致対策費につきましては、108万4,000円の減額でございます。

6目のふるさとセンター費については12万8,000円の減額、10目の公園管理費については89万円の減額です。

7款の土木総務費80万6,000円の減額です。

続きまして、道路橋梁費の3目の道路新設改良費については5,496万3,000円の追加でございます。これにつきましては、委託料7,079万8,000円の追加をしております。主なものはですね、道路点検委託料、道路の路面調査等、トンネルの点検等で7,000万円の予算を追加しております。

15節については、1,931万3,000円の減をしております。

次の住宅管理費、一番最後の33ページ、一番下の欄ですけど、1目の住宅管理費については、168万9,000円を減額しております。

下水道費については、453万9,000円を追加しております。下水道特別会計の繰出金でございます。

続きまして、浄化槽整備推進事業費につきましては、177万1,000円を追加しております。

8款の消防費、常備消防費については4万1,000円の減額、2目の非常備消防費については73万円の減額、消防施設費につきましては310万8,000円の減額でございます。

いずれも決算見込みで減額しております。

9款の教育費については41万1,000円の減額、教育指導費については39万1,000円の減額。

9款の教育費、小学校費です。1、学校管理費については502万2,000円の減額でございます。

2目の教育振興費については、97万7,000円の減額でございます。

36ページの中学校費の1目の学校管理費243万4,000円の減額でございます。

次に、教育振興費につきましては、136万9,000円の減額でございます。

9款の教育費の社会教育費については、1目の社会教育総務費については16万1,000円の減額、2目の公民館費については55万2,000円の減額、6目の文化財費については7万8,000円の追加でございます。8目の青少年健全育成費については5万4,000円の減額。

続きまして、保健体育総務費でございます。16万7,000円の減額、2目の学校給食センター費については23万9,000円の追加、3目の海洋センター施設費については5万円の減額でございます。

最後のページでございます。予備費でございます。4万3,000円を追加し、1,014万4,000円としております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第24号議案、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,453万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,417万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、決算見込みによります補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項国民健康保険税170万8,000円を減額し、2億562万1,000円とするものでございます。

3款1項国庫負担金2,801万2,000円を減額し、2億3,563万4,000円とするものでございます。

同じく2項の国庫補助金でございます。19万7,000円を増額し、1億3,835万9,000円とするものでございます。

4款1項療養給付費等交付金322万5,000円を減額し、1億388万1,000円とするものでございます。

5款1項前期高齢者交付金22万円を減額し、3億2,029万4,000円とするものでございます。

6款1項県負担金でございます。21万2,000円を減額し、944万4,000円とするものでございます。

7款1項共同事業交付金5,431万円を減額し、1億8,225万3,000円と

するものでございます。

9款繰入金の1項他会計繰入金でございます。721万7,000円を減額し、7,977万3,000円とするものでございます。

同じく2項の基金繰入金でございます。3,000万円を増額するものでございます。

11款1項延滞金・加算金及び過料でございます。100万円を追加し、130万4,000円とするものでございます。

同じく3項雑入でございます。83万円を減額し、27万3,000円とするものでございます。

歳入合計で6,453万7,000円を減額し、14億8,417万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項総務管理費13万9,000円を減額し、409万6,000円とするものでございます。

3項運営協議会費1万2,000円を減額し、11万6,000円とするものでございます。

2款1項療養諸費3,032万円を減額し、8億6,706万1,000円とするものでございます。

2項高額療養費161万円を増額し、1億2,400万円とするものでございます。

3項助産諸費336万円を減額し、546万円とするものでございます。

4項葬祭諸費34万円を減額し、26万円とするものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等です。これは財源組み替えでございます。

同じく6款1項の介護納付金、これにつきましても財源の組み替えでございます。

7款1項共同事業拠出金2,509万3,000円を減額し、1億8,309万7,000円とするものでございます。

8款1項特定健康診査等事業費311万5,000円を減額し、943万6,000円とするものでございます。

同じく2項の保健事業費でございます。14万円を減額し、487万9,000円とするものでございます。

12款予備費でございます。予備費を362万8,000円を減額し、1,208万5,000円といたしまして、歳出合計の補正額6,453万7,000円を減額し、14億8,417万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1

節の医療給付費分現年度課税分181万9,000円を減額するものでございます。

1款1項2目退職被保険者等の国民健康保険税でございまして、1節の医療給付費分現年度課税分を87万円減額するものでございます。

7ページをお願いします。

3款1項1目療養給付費等負担金、1節の現年度分です。療養給付費の減ということで、2,797万1,000円を減額するものでございます。主なものといたしまして、療養給付費等の負担金2,782万4,000円の減額でございまして、

続きまして、4款1項1目療養給付費等交付金でございまして、1節の現年度分を322万5,000円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金でございまして、1節の高額療養共同事業交付金として1,872万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目の保険財政共同安定化事業交付金でございまして、1節の保険財政共同安定化事業交付金といたしまして、3,558万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、9款1項1目一般会計繰入金でございまして、3節の出産育児一時金の繰入金でございまして、一応予定といたしておりました21名分が実績により13名分となったために、その分に要する金額で222万7,000円を減額するものでございます。

4節財政安定化支援事業繰入金、これは実績に伴いまして420万7,000円を減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

9款2項1目基金繰入金でございまして、1節の基金繰入金でございまして、これにつきましては、当初予算の歳入見込みが少ないことから、事業の実施を図るために3,000万円を増額して実施するものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費でございまして、19節の負担金として2,840万円を減額するものでございます。

続きまして、3目一般被保険者療養費でございまして、19節負担金といたしまして128万円を減額するものでございます。

11ページになります。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費でございまして、高額費の金額の増加ということで、19節負担金を144万円を増額するものでございます。

続きまして、2款3項2目出産育児一時金、19節の負担金でございまして、これ

も対象者の減ということで336万円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

真ん中ほどの7款1項1目高額医療費拠出金でございます。19節負担金として386万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、3目保険財政共同安定化事業拠出金でございます。19節の負担金として2,122万5,000円を減額するものでございます。これは確定に伴います減額でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費でございます。13の委託料でございます。これは受診者数の減ということで300万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第25号議案、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに伴うものでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ76万5,000円を減額し、それぞれ総額を2億3,997万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。2款繰入金は、1項一般会計繰入金を453万9,000円追加して、1億1,980万8,000円とするものでございます。

3款諸収入は、3項延滞金に5万円を追加し、190万円とするものでございます。

6款分担金は、1項分担金を494万円減額して、158万6,000円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料を41万3,000円減額し、2項手数料を1,000円減額して、2,607万6,000円とするものでございます。

歳入合計を補正前の額から76万5,000円減額し、2億3,997万円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費を55万3,000円減額して、5,293万3,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費を21万2,000円減額して、1億258万9,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の額から76万5,000円減額し、2億3,997万円とす

るものでございます。

4ページをお開きください。

債務負担行為の補正についての説明でございます。浄化センター維持管理業務委託について、設計、入札に伴い、契約額に減額が生じたので、債務負担行為額についても減額いたします。補正前を3,937万5,000円、補正後を3,918万6,000円といたしております。

7ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。一般会計繰入金に453万9,000円を追加、延滞金に5万円を追加、分担金を494万円減額、使用料を41万3,000円減額、この分担金、使用料につきましては、加入者数が計画より少なかったためでございます。手数料は1,000円減額するものでございます。いずれも決算見込みに伴うものでございます。

8ページは歳出でございます。

1款総務費については、一般管理費を2万5,000円減額、普通旅費の2万円の減額が主な理由でございます。また、浄化センター管理費を52万8,000円減額、主なものとしては委託料の決算見込みによる不用額の減額でございます。

2款事業費については、公共下水道建設費の21万2,000円の減額で、主なものとしては委託料の決算見込みによる不用額の減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第26号議案、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

歳入歳出の予算の総額からそれぞれ5万9,000円を減額し、それぞれを478万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。5款繰入金を5万9,000円減額して305万2,000円とし、歳入総額を478万2,000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費を5万9,000円減額して276万円とし、歳出総額を478万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。一般会計繰入金を5万9,000円減額することといたしております。

7ページは歳出でございます。

1款総務費については、一般管理費を5万9,000円減額することといたしております。需用費につきましては、消耗品費の2,000円の増額、委託料につきましては、決算見込みによる不用額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第27号議案、平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回につきましては、決算見込みによる補正をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,760万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億851万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項国庫負担金341万9,000円を減額し、2億1,333万7,000円とするものでございます。

同じく、2項国庫補助金265万1,000円を減額し、1億2,154万7,000円とするものでございます。

4款1項支払基金交付金でございます。501万8,000円を減額し、3億4,993万2,000円とするものでございます。

5款1項県負担金でございます。190万9,000円を減額し、1億7,349万4,000円とするものでございます。

同じく、3項県補助金でございます。53万1,000円を減額し、262万3,000円とするものでございます。

7款1項一般会計繰入金でございます。382万7,000円を減額し、1億6,691万1,000円とするものでございます。

9款3項雑入でございます。6,000円を減額し、368万2,000円とするものでございます。

同じく、4項予防給付費収入でございます。24万6,000円を減額し、749万8,000円とするものでございます。

歳入合計、補正額1,760万7,000円を減額し、13億851万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項総務管理費4万1,000円を減額し、151万2,000円とするものでございます。

同じく、3項介護認定審査会費1万1,000円を減額し、1,352万9,000円とするものでございます。

2款1項介護サービス等諸費でございます。1,991万円を減額し、10億4,062万7,000円とするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費35万8,000円を減額し、7,729万8,000円とするものでございます。

3項その他諸費でございます。4万5,000円を増額し、138万9,000円とするものでございます。

4項高額介護サービス等費でございます。90万円を増額し、2,541万9,000円とするものでございます。

5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、財源の組み替えでございます。

6項特定入所者介護サービス等費292万6,000円を増額し、4,211万4,000円とするものでございます。

4款1項介護予防事業費でございます。90万5,000円を減額し、1,669万1,000円とするものでございます。

2項包括的支援事業費208万6,000円を減額し、286万1,000円とするものでございます。

3項居宅介護支援事業費でございます。119万2,000円を減額し、786万5,000円とするものでございます。

8款1項の予備費でございます。302万5,000円を増額し、7,311万7,000円といたしまして、歳出合計の補正額が1,760万7,000円を減額し、13億851万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金でございます。1節の現年度分を341万9,000円を減額するものでございます。

3款2項1目調整交付金でございます。これは給付費の9.7%でございますけれども、給付費の減から159万円を減額するものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金でございます。これにつきましても給付費の見込額の2.9%ということで、給付費の減から475万5,000円を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

7款1項1目介護給付費繰入金でございます。給付見込額の減で、それに対します12.5%にあたります204万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、4目一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金として124万7,000円を減額するものでございます。これにつきまして、介護関係が5万2,000円の減、それから包括の介護の支援事業のほうで119万5,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。下の段の2款1項5目の居宅介護福祉用具購入費でございます。利用者の増ということで19の補助金として22万4,000円を増額するものでございます。

9ページになります。

2款1項6目の居宅介護住宅改修費でございます。19節補助金として、利用者の増ということで37万円を増額するものでございます。

9目地域密着型介護サービス給付費です。19の負担金でございます。これにつきましては入居者の減、グループホーム小規模多機能関係の利用者の減ということで給付費を2,000万円減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

2款2項4目介護予防住宅改修費でございます。19節負担金といたしまして、利用者の増ということで56万円を増額するものでございます。

続きまして、7目地域密着型介護予防サービス給付費でございます。19の負担金として、これにつきましても当初入所見込みの減ということで100万円を減額するものでございます。

2款4項1目高額介護サービス費でございます。19負担金といたしまして、高額費の増ということで90万円を増額をするものでございます。

11ページをお願いいたします。

2款6項1目特定入所者介護サービス費でございます。19負担金として特定入所者の食費、居住費の公費負担分ということで、利用者増で300万円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

中ほどになります。4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。1節報酬として、非常勤職員の報酬1年分見込んでおりましたけれども、5カ月分のみ非常勤職員の報酬ということで113万8,000円を減額するものでございます。

以上でご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申

上げます。

○議長（本田眞二君） 延寿荘荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 第28号議案、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによります歳出歳入の補正でございます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,977万7,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

歳入です。1款1項介護給付費収入を635万4,000円追加し、1億6,310万2,000円とし、同じく3項自己負担金収入を125万8,000円減額し、2,539万5,000円とするものでございます。

10款2項雑入を5万7,000円減額し、47万6,000円とするものでございます。補正前の額2億5,473万8,000円に503万9,000円を追加し、2億5,977万7,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項施設管理費を112万6,000円減額し1億5,144万円とし、同じく2項研究研修費を8万8,000円減額し10万円とするものでございます。

2款1項居宅サービス事業費を162万5,000円減額し818万1,000円とし、2項施設介護サービス事業費を22万3,000円減額し1,757万3,000円とするものでございます。

4款1項予備費ですが、予算調整として810万1,000円を追加して8,248万3,000円とするものでございます。

補正前の額2億5,473万8,000円に503万9,000円を追加し、歳出合計を2億5,977万7,000円とするものです。

6 ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費収入を296万円増額しまして、5,408万8,000円としております。内訳は、訪問介護費収入を109万9,000円増額、通所介護費収入を311万6,000円増額、短期入所生活介護費収入を125万5,000円減額しております。

次の2目施設介護サービス費収入を339万4,000円増額して、1億901万4,000円としております。

次に、1款3項1目の自己負担金収入は125万8,000円減額しまして、2,539万5,000円としております。内訳は、訪問介護が12万1,000円の増額、通所介護が34万4,000円の増額、短期入所が13万3,000円の減額、施設介護が32万6,000円の減額、食費自己負担金が108万1,000円の減額、居住費自己負担金が18万3,000円の減額としております。

7ページの雑入、雇用保険料ですが、5万7,000円減額しております。

以上が歳入の補正となります。

8ページをお願いします。

歳出の補正は、不用額によります補正となります。1款1項1目一般管理費を112万6,000円減額しまして、1億5,144万円としております。内容としまして主なものは、7節の賃金を42万1,000円減額、8節の報償費を15万2,000円減額となっております。

次に、研究研修費は8万8,000円減額しまして10万円、9ページの居宅介護サービス事業費は162万5,000円減額しまして818万1,000円、施設介護サービス事業費は22万3,000円減額しまして1,757万3,000円としております。

最後に、予備費につきましては、予算調整として810万1,000円を追加し8,248万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第29号議案、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の増額からそれぞれ731万2,000円を減額し、それぞれ総額を8,235万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金を120万3,000円減額して399万8,000円とし、2款使用料及び手数料に124万9,000円を追加して2,565万8,000円とし、4款県支出金に12万1,000円を追加して213万3,000円とし、5款繰入金に177万1,000円を追加して1,900万4,000円とし、7款諸収入に85万円を追加して85万2,000円とし、8款町債を1,010万円減額して1,560万円とするものでございます。町債につきましては、4ページの第2表地方債補正にも計上いたしております。

3 ページ、歳出につきましては、1 款総務費に 27 万 9,000 円を追加して 2,926 万 1,000 円とし、2 款事業費を 1,338 万 4,000 円減額し 3,386 万 3,000 円とし、4 款予備費に 579 万 3,000 円を追加して 599 万 3,000 円とするものでございます。

3 款の公債費は、財源組み替えでございます。

7 ページをお開きください。

歳入についてのご説明でございます。1 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金の受益者分担金を 120 万 3,000 円減額いたします。設置者が計画よりも少なかったためでございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料の浄化槽使用料に 122 万 7,000 円を追加、2 項手数料の督促手数料に 2 万 2,000 円を追加いたします。

4 款県支出金につきましては、1 項県補助金の浄化槽市町村整備推進事業交付金に 12 万 1,000 円を追加いたします。

5 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金に 177 万 1,000 円を追加いたします。

7 款諸収入につきましては、1 項延滞金に 4 万 2,000 円を追加し、2 項雑入に 80 万 8,000 円を追加いたします。雑入は消費税還付金でございます。

8 款町債は、1 項町債を 1,010 万円減額いたします。決算見込みに伴うものでございます。

9 ページは歳出でございます。

1 項総務費につきましては、一般管理費に 27 万 9,000 円を追加いたします。内訳としましては、委託料の 30 万円の追加、負担金の 2 万 1,000 円の減額でございます。

2 款事業費につきましては、浄化槽建設費を 1,338 万 4,000 円減額しております。工事請負費の不用額の減額が主なものでございます。

3 款公債費は財源組み替え、4 款予備費については 579 万 3,000 円を追加いたしております。これにつきましては、次年度以降の事業費の財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第 30 号議案、平成 24 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、決算見込額による補正をお願いするところです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,817万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料です。保険料の増に伴います188万1,000円を増額し、7,427万1,000円とするものでございます。

2款1項手数料です。手数料の増で1万7,000円を増額し、1万9,000円とするものでございます。

3款1項一般会計繰入金でございます。1万7,000円を減額し、5,336万9,000円とするものでございます。

5款諸収入でございます。1項延滞金及び過料です。2万6,000円を増額し、2万8,000円とするものでございます。

歳入合計190万7,000円を追加し、1億2,817万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項徴収費でございます。これにつきましては、財源の組み替えでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金です。歳入で増額した分をそのまま増額ということで190万7,000円を増額し、1億2,739万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項2目普通徴収保険料でございます。1節の現年度分保険料の増で170万8,000円を増額するものでございます。

2款1項2目督促手数料です。1万7,000円を増額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金でございます。1万7,000円を減額するものでございます。

5款1項1目延滞金でございます。2万6,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金として国保連合会に負担金として納めます190万7,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第31号議案、平成25年度南関町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億8,948万1,000円とするものでございます。前年度当初予算48億8,276万8,000円に対しまして、7億671万3,000円の増でございます。率としまして14.5%の増でございます。

2ページをお開きください。

町税でございます。10億4,956万7,000円でございます。前年度と比較しまして4,170万5,000円の増でございます。

2款の地方譲与税6,040万円でございます。前年度に比べまして1,550万円の減でございます。

3款の利子割交付金140万円です。前年度と比較しまして120万円の減でございます。

4款の配当割交付金100万円でございます。前年度60万円の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金20万円でございます。

6款の地方消費税交付金9,890万円でございます。2,700万円の減でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金1,140万円です。

次に、8款の自動車取得税交付金1,400万円でございます。100万円の減でございます。

9款の地方特例交付金170万円です。

10款の地方交付税17億5,000万円、前年度より1億円の減でございます。

11款交通安全対策特別交付金143万9,000円でございます。

12款分担金及び負担金9,537万1,000円でございます。前年度と比較しまして1,224万3,000円の減でございます。

13款使用料及び手数料1億7,882万3,000円で、前年度6,217万4,0

00円の増でございます。

14款国庫支出金6億4,831万6,000円でございます。前年度より1億6,806万5,000円の増でございます。

15款県支出金5億3,043万円でございます。前年度と比較しまして2億5,638万2,000円の増でございます。

16款財産収入229万5,000円です。

17款寄附金90万1,000円でございます。

18款繰入金2億7,906万2,000円でございます。前年度と比較しまして2億7,186万2,000円の増でございます。

繰越金1億円でございます。前年度と同額でございます。

20款諸収入2,947万7,000円でございます。862万1,000円の増でございます。

次に、21款の町債でございます。7億3,480万円でございます。3,773万8,000円の増でございます。

歳入合計55億8,948万1,000円でございます。

次に、5ページの歳出でございます。

1款の議会費8,061万5,000円でございます。

2款総務費6億9,727万7,000円でございます。5,942万3,000円の増でございます。

3款民生費15億9,230万3,000円でございます。前年度と比較しまして1億6,083万2,000円の増でございます。

4款衛生費7億5,030万2,000円でございます。前年度と比較しまして3億2,576万5,000円の増でございます。

5款農林水産業費2億9,431万2,000円でございます。前年度と比較しまして5,544万2,000円の増でございます。

6款商工費7,961万5,000円で、1,390万1,000円の増でございます。

7款土木費6億9,778万7,000円、6,963万4,000円の増でございます。

8款消防費2億1,062万5,000円です。1,982万7,000円の増でございます。

9款教育費6億325万8,000円、1,055万2,000円の減でございます。

10款災害復旧費2,000円の存目でございます。

11款公債費5億7,370万円でございます。1,299万3,000円の増でございます。

12 款予備費 968 万 5,000 円でございます。

歳出合計 5 億 8,948 万 1,000 円でございます。

7 ページは債務負担行為でございます。1 から 4 まであります。LGWAN 機器賃借料、2 番がノートパソコン賃借料、3 番が延寿荘事務機器賃借料、4 番が保健センター事務機器賃借料でございます。現額については以上記載のとおりでございます。

8 ページの町債でございます。

まず、ほ場整備事業で 4,000 万円、それから道路橋梁整備事業で 2 億 4,760 万円、小学校整備事業で 1 億 8,790 万円、消防防災設備整備事業で 2,230 万円、過疎対策ソフト事業で 3,700 万円、臨時財政対策債で 2 億円でございます。

11 ページをお開きください。

歳入でございます。1 款町税、1 項町民税、1 目個人です。前年度より 30 万円の増でございます。

2 目の法人、前年度より 770 万円の増でございます。

固定資産税の 1 目の固定資産税です。2,470 万円の増でございます。

2 目の国有資産等市町村交付金及び納付金です。前年度より 9 万 5,000 円の減でございます。

次に、1 目の軽自動車税でございます。140 万円の増でございます。

次に、12 ページをお開きください。

1 目の町たばこ税でございます。840 万円の増でございます。

次に、入湯税でございます。70 万円の減でございます。

次に、1 目の地方揮発油譲与税でございます。340 万円の減でございます。

1 目の自動車重量譲与税につきましては、1,210 万円の減でございます。

3 款の利子割交付金、1 目の利子割交付金につきましては 120 万円の減でございます。

1 目の配当割交付金です。60 万円の増額をしております、前年度と比べまして。

次に、5 款の株式等譲渡所得割交付金でございます。1 目の株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款の地方消費税交付金につきましては、270 万円の減額でございます。

7 款の 1 目のゴルフ場利用税交付金につきましては、90 万円の減額です。

8 款の自動車取得税交付金につきましては、100 万円の減額でございます。

9 款の地方特例交付金につきましては、610 万円の減額でございます。

14 ページをお開きください。

10 款の地方交付税につきましては、1 億円の減額でございます。

普通交付税 1 億 5,000 万円、それから特別交付税 1 億円を見込んでおります。

1 1 款の交通安全対策特別交付金につきましては、2 億 5,100 万円の減でございます。

総務費分担金につきましては、同額でございます。

1 2 款の分担金及び負担金でございます。2 目の民生費負担金 6 億 6,590 万円の減額でございます。

3 款の衛生費負担金 5 億 2 万円の減額でございます。

5 款の教育費負担金につきましては 3 億 1,000 万円、1 目の総務費負担金につきましては 5 億 3,300 万円の廃目をしております。

それから、1 3 款の使用料及び手数料でございます。1 目の総務使用料、1 万円を増額しております。

2 目の民生使用料については、5,943 万 5,000 円を増額しております。これは説明の 1 節の社会福祉費使用料、総合文化福祉センターの利用料 5,835 万 5,000 円の計上でございます。

次に、3 目の衛生費使用料 2 億 9,000 円を増額しております。

4 目の農林水産業費 1 億 9,100 円を増額です。

5 款の土木使用料 1 億 9,530 円を増額です。

教育使用料 8 億 8,000 円の減額でございます。

1 6 ページをお開きください。

1 3 款の使用料及び手数料でございます。1 目の総務手数料 9 億 7,000 円を増額しております。

2 款の民生費手数料については同額でございます。

3 款の衛生費手数料については、3 億 7,400 円を増額でございます。

4 款の農林水産業費手数料については、7,000 円の減額しております。

5 款の土木費手数料については同額でございます。

1 4 款の国庫支出金、1、民生費国庫補助金につきましては、3,176 万 6,000 円を増額でございます。これはですね、3 節の児童福祉費国庫負担金 6,625 万 4,000 円、保育所運営費国庫負担金の増に伴うものです。

次に、一番最後のところの 1 4 款の国庫支出金、2 目の民生費国庫補助金につきましては、4 億 2,600 万円の減額しております。

次に、3 目の衛生費国庫補助金については、4 億 8,930 万円の減額です。これは子宮頸がん等のワクチン接種特例交付金がなくなったためでございます。

1 8 ページをお開きください。

4 目の土木費国庫補助金 1 億 3,699 万 2,000 円の増加でございます。これ

は1節の道路橋梁費国庫補助金2億7,586万円、社会資本整備総合交付金でございます。

次に、5目の消防費国庫補助金については、750万円を新たに計上しております。

6目の教育費国庫補助金につきましては、64万2,000円の増でございます。

14款の国庫支出金、1目の総務費国庫委託金につきましては、12万円の減額です。

2目の民生費国庫委託金については、12万3,000円の増額でございます。

15款の県支出金、1目の民生費県負担金につきましては、2,392万4,000円の増でございます。これは3節の児童福祉費県負担金、保育所運営費県負担金の増に伴うものでございます。

続きまして、15款の県支出金の1目の総務費県補助金119万4,000円の増額でございます。

続きまして、2目の民生費県補助金405万3,000円の増額でございます。

続きまして、20ページの3目の衛生費県補助金でございます。1億9,857万8,000円の増額をしております。これは2節の環境対策費県補助金として、2億円を産業廃棄物処理施設モデル事業交付金として受けるためでございます。

4目の農林水産業費県補助金2,104万円を増額しております。これにつきましては、21ページの中段の経営体育成支援事業補助金、それから青年就農給付金補助金等の増額に伴うものでございます。

それから、21ページの7目の消防費県補助金については、75万円の増額でございます。

8目の教育費県補助金については、559万7,000円の増額でございます。

次に、22ページの県支出金、1目の総務費県委託金で727万2,000円の増額をしております。これは5節の選挙費県委託金でございます。参議院議員通常選挙が25年度予定されておりますので、その金額712万1,000円の計上でございます。

2目の衛生費県委託金については45万1,000円の増、3目の農林水産業費県委託金については661万3,000円の減でございます。

主なものは、県営土地改良事業換地業務委託金の前年度が750万円ありましたが、本年度89万2,000円のためでございます。

続きまして、23ページの一番下の欄を見てください。

18款繰入金でございます。財政調整基金繰入金、前年度はありませんでしたが、本年度1億5,000万円の基金繰り入れを行います。

それから、3目のふるさとづくり基金繰入金につきましては、1億951万8,000円を新たに繰り入れております。ふるさとづくり基金繰入金につきましては、宅地分譲事業の財源に充てるためのものがございます。

次に、24ページをお開きください。

繰入金の6目の産業振興等奨励基金繰入金でございます。1,234万4,000円を繰り入れております。

それから、25ページの20款の諸収入でございます。2目の雑入646万9,000円を増額しております。これは4節の雑入、自動販売機等の設置料369万2,000円、それから電気等使用料336万円、それから入浴用品等販売料60万円、これはうから館の雑入でございます。

それから、27ページをお開きください。

町債でございます。1目の農林水産業債3,730万円の増額をしております。

3目の土木債については、5,060万円を増額しております。

4目の教育債については、2,410万円の減額です。

6目の消防債については、730万円の増額でございます。

11目の臨時財政対策債につきましては、3,536万2,000円の減額でございます。

12目過疎対策ソフト事業債につきましては、200万円を増額しているところでございます。

続きまして、28ページの歳出に移ります。

1、議会費につきましては、61万6,000円の減額でございます。

2款の総務費一般管理費につきましては、1,870万円の減額でございます。前年の当初と比較しまして減額であったか増額であったかというふうな説明を今現在しているところでございます。主な点につきましては、特別に説明をしていきます。

31ページをお開きください。

2目の文書広報費でございます。46万5,000円の減額でございます。

続きまして、33ページのですね、6目の財政調整基金2,301万2,000円を増額しております。これは財政調整基金積立金、それから減債基金の積立金を56万9,000円としたためでございます。

7目の企画費につきましては、521万2,000円の増額をしております。これは33ページ一番下のところで委託料、調整池汚泥排土業務委託料341万7,000円等が主な増額のものでございます。

続きまして、34ページの10款の諸費でございます。前年度と比較しまして8

22万8,000円の減額でございます。これは平成24年度、町民バスを購入しておいた分が25年度についてはもうなくなったために減額になったものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

12目の電子計算費でございます。1,182万5,000円の減額でございます。主な減額につきましては、13節の委託料の1,578万円を計上しておりますけど、前年度よりも2,448万5,000円の減額になっているところでございます。

16目のまちづくり推進事業費につきましては、前年度と比較しまして1億155万円を追加しております。これにつきましては37ページのですね、13節の委託料578万6,000円、測量設計委託料でございます。宅地分譲事業に伴う測量設計事業でございます。

それと、15節の工事請負費3,592万円でございます。施設工事費、井戸設計工事、排水施設の工事等に充てるものです。

それから、28節の繰出金6,586万8,000円、宅地分譲事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、38ページの1目の税務総務費でございます。412万円の減額でございます。

39ページにつきましては、2目の賦課徴収費につきましては、248万6,000円の減額でございます。

それから、39ページ、一番下の欄ですけど、1目の戸籍住民基本台帳費については637万9,000円の増額でございます。主なものは、40ページの13節の委託料、住基ネットシステム保守委託料等でございます。

それから、14節使用料及び賃借料の住基ネットシステム機器賃借料、戸籍総合システムの賃借料でございます。

41ページをお開きください。

選挙管理委員会費でございます。194万1,000円を減額しております。

それから、3節の参議院議員通常選挙費でございます。712万1,000円を計上しております。これは参議院選挙の執行経費でございます。

続きまして、42ページの5目の町長選挙費、それから43ページの町議会議員一般選挙費、それぞれ25年度選挙執行予定ですので予算を計上しております。

それから、8節の農業委員会選挙費については、218万1,000円を廃目としているところでございます。

続きまして、46ページをお開きください。

民生費、3款の民生費でございます。1目の社会福祉総務費でございます。3,

540万円を追加しているところです。

47ページにですね、15節の工事請負費、営繕工事26万5,000円計上しておりますけど、これは大原忠霊殿の改修工事でございます。

それと、48ページの遺族会施設改修補助金137万5,000円については、遺族会の忠霊殿の改修に伴う補助金でございます。

20節の扶助費につきましては、2億9,921万3,000円の予算計上でございます。前年度よりも3,365万3,000円の増でございます。主なものは、障害者総合支援給付費2億4,002万5,000円等でございます。

49ページの2目の老人福祉費につきましては、115万4,000円の増でございます。

続きまして、50ページの養護老人ホームにつきましては、176万3,000円の増でございます。

それから、55ページをお開きください。

3款の民生費、11目の総合文化福祉センター費でございます。1億170万8,000円を追加しております。これは総合文化福祉センターを町直営とするために要する経費でございます。

続きまして、飛びまして58ページ、3款の民生費でございます。15目の後期高齢者医療費でございます。1,218万8,000円を追加しております。主なものは、19節の療養給付費負担金の増に伴うものでございます。

それから、59ページの民生費、1目の児童福祉総務費でございます。6,701万2,000円を増額しているところです。これは19節の負担金、補助及び交付金、私立保育所運営費負担金の増が主なものでございます。

それから、4款の衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。1,190万7,000円を増額しているところです。主なものはですね、62ページの扶助費、子ども医療費扶助等の増額に伴って増額したものでございます。

次は、65ページをお開きください。

4款の衛生費の10目の健康増進事業費でございます。532万7,000円を減額しております。主なものは13節の委託料関係で、健康診査委託料の減額等が主なものでございます。

続きまして、66ページをお開きください。

4款の衛生費、11目の地域振興対策費でございます。新たに25年度、3億3,009万4,000円を追加しております。これは産業廃棄物処理施設建設に伴う地域振興策の経費でございます。主なものは、委託料の1億1,395万8,000円、15節の工事請負費4,420万円、それから17節の公有財産購入費の600万円、

19節の負担金、補助及び交付金の7,856万5,000円、25節の積立金8,737万1,000円でございます。

続きまして、68ページをお開きください。

5款の農林水産業費でございます。2目の農業総務費984万3,000円を減額しております。

次に、69ページの農業振興費、3目の農業振興費については、92万9,000円の増額でございます。

次に、70ページの4目の農地費でございます。3,338万7,000円を追加しております。主なものはですね、19節の中に県営土地改良事業負担金等、それから町道改良負担金1,617万円等でございます。

それから、73ページをお開きください。

17目の新幹線渇水対策受託事業で、25年度、894万4,000円の追加を計上しております。これは登記委託料の分でございます。

次に、74ページをお開きください。

20目の戸別所得補償経営安定推進事業費でございます。25年度、新たに1,358万円を計上しております。これにつきましては、19節の負担金、補助及び交付金の1,300万円、青年就農給付金が主なものでございます。

それから、77ページをお開きください。

6款の商工費でございます。4目の企業誘致対策費でございます。1,151万9,000円を増額しているところです。主な理由につきましては、78ページの19節の産業振興等奨励金の1,234万4,000円の増に伴うものでございます。

続きまして、81ページをお開きください。

7款の土木費でございます。3目の道路新設改良費4,845万8,000円を増額しております。主なものは、15節の工事請負費3億6,151万円が主なものでございます。工事請負費につきましては、1億1,771万円の増となっているところでございます、前年度と比較しまして。

続きまして、83ページをお開きください。

7款の土木費の1目の浄化槽整備推進事業費でございます。865万6,000円を増額をしているところです。

ちょっと戻りまして、その上ですけど、1目の下水道整備費でございます。1,014万1,000円の減額、これは下水道特別会計への繰出金を減額しております。

8款の消防費、1目の常備消防費については、282万8,000円の減額でございます。

2の非常備消防費については、1,214万4,000円を増額でございます。こ

れはですね、次の84ページですね、備品購入費1,317万9,000円を計上しておりますけど、消防用備品として積載車2台、それから小型ポンプを2台を購入するのが主な分を計上しているところです。

85ページの3目の消防施設費については、833万1,000円を増額しております。防火水槽の建設工事等でございます。

次に、88ページをお開きください。

9款の教育費でございます。1、学校管理費2,929万8,000円を増額しております。主なものは、90ページの工事請負費をご覧ください。2億2,651万2,000円でございます。施設整備工事ですね、2億1,550万円、これは一小北校舎の耐震改修に伴う工事でございます。

それから、91ページですね、1の学校管理費を見ていただきたいと思います。中学校費でございます。3,884万6,000円の減でございます。これは前年度、中学校の体育館の屋根の工事をやっておりましたので、その分を減額したものでございます。

93ページをお開きください。

2目の教育振興費です。537万5,000円の減額でございます。

あと、98ページ、文化財費でございます。908万8,000円を増額しております。これは99ページの15節の工事請負費1,185万6,000円の工事請負費の分でございます。城ノ原官軍墓地の保存修理工事に予算計上しているところです。

それから、105ページの10款の災害復旧費、それから農地災害復旧費、それから106ページの河川等災害復旧費については存目でございます。

106ページの11款の公債費でございます。元金では1,774万9,000円の増の5億8万8,000円、それから利子分につきましては475万6,000円の減で7,361万2,000円でございます。

12款の予備費については、6万4,000円の増で968万5,000円でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第32号議案、平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,442万2,000

円と定めるものでございます。

当初予算につきましては、前年度対比いたしまして3.5%の減で編成をいたしております。また、歳入減が多く厳しい予算編成になっているところでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項国民健康保険税2億350万1,000円を計上いたしております。

2款1項手数料でございます。20万円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金2億6,140万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比0.8%の減でございます。

2項国庫補助金でございます。1億4,791万1,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比で7.1%の増を見込んでいるところでございます。

4款1項療養給付費等交付金1億913万4,000円を計上いたしております。前年度対比1.9%の増を見込んでおります。

5款1項前期高齢者交付金3億1,656万3,000円を計上するものでございます。前年度対比、マイナス1.2%を見込んでいるところでございます。

6款1項県負担金でございます。1,069万7,000円を計上いたしております。前年度対比10.8%の増を見込んでいるところでございます。

2項県補助金でございます。6,865万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比0.6%の減でございます。

7款1項共同事業交付金でございます。1億9,566万7,000円を計上いたしております。前年度対比にいたしまして、マイナスの17.3%というふうに見込んでおります。

8款1項財産運用収入でございます。8万9,000円を計上いたしております。

9款1項他会計繰入金でございます。7,196万2,000円を計上いたしております。前年度対比マイナス8%を見込んでおります。

10款1項繰越金でございます。6,712万6,000円を計上いたしております。前年度対比にしまして、マイナス10.8%を見込んでいるところでございます。

11款1項延滞金・加算金及び過料でございます。30万3,000円を計上いたしております。

同じく、3項雑入でございます。120万1,000円を計上いたしております。

歳入合計で14億5,442万2,000円を計上いたすところでございます。予算についても全体的に3.5%の減額の歳入となっております。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。1 款 1 項総務管理費でございます。4 2 6 万 3,0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比 0. 6 %の増でございます。

3 項運営協議会費でございます。1 2 万 8,0 0 0 円を計上いたしております。前年度同様でございます。

2 款保険給付費でございます。1 項療養諸費 8 億 7, 6 2 1 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。前年度の給付費に対しまして 2. 4 %の減を見込んでいるところでございます。

2 項高額療養費でございます。1 億 2, 3 5 9 万円を計上いたしております。昨年同様と見込んでいるところでございます。

3 款助産諸費でございます。6 3 0 万円を計上いたしております。人数減ということで、前年度に対して 2 8. 6 %の減というふうに見込んでおります。

4 の葬祭諸費でございます。5 0 万円を計上いたしております。

5 項移送費でございます。2, 0 0 0 円を計上いたしております。

6 項出産育児諸費でございます。4, 0 0 0 円を計上いたしております。

3 款 1 項後期高齢者支援金等につきましては、1 億 6, 1 9 3 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比 3. 2 %の増というふうに見込んでおります。

4 款 1 項前期高齢者納付金等でございます。9 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

5 款 1 項老人保健拠出金でございます。これは事務費です。9, 0 0 0 円を計上いたしております。

6 款 1 項介護納付金でございます。7, 3 4 1 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比 1. 5 %の増を見込んでいるところでございます。

7 款 1 項共同事業拠出金でございます。1 億 9, 0 3 2 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。拠出金につきましては、前年度対比 8. 6 %減を見込んでいるところでございます。

8 款 1 項特定健康診査等事業費でございます。1, 0 1 1 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比 1 9. 4 %の減と見込んでおります。

それから、2 項の保健事業費でございます。4 8 3 万円を計上いたしております。前年度対比 4. 1 %の減を見込んでいるところでございます。

9 款 1 項基金積立金でございます。8 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

1 1 款 1 項、4 ページになりますけれども、1 項償還金及び還付加算金ござい

ます。60万2,000円を計上いたしております。

12款1項予備費といたしまして、200万円を計上いたしまして、歳出合計14億5,442万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1節の医療給付費分の現年度課税分でございます。1億2,270万6,000円を見込んでいるところでございます。対象者は2,810名を見込んでおります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分でございます。3,645万4,000円を見込んでいるところでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税でございます。1節医療給付費分の現年度課税分でございます。1,728万7,000円を見込んでいるところでございます。対象者につきましては、390名を対象としているところでございます。

2節後期高齢者支援金分の現年度課税分として、511万1,000円を計上しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

中ほどになります。3款1項1目療養給付費等負担金でございます。1節の現年度分です。2億5,071万1,000円を見込んでいるところでございます。主なものといたしましては、療養給付費等の負担金で1億8,105万6,000円となっているところでございます。これにつきましては、この事業費にかかる定率の国庫負担率32%を見込んでいるところでございます。

続きまして、2目高額医療費共同事業国庫負担金でございます。1節の高額医療費共同事業国庫負担金として、歳出の4分の1の補助でございます。828万5,000円を見込んでいるところでございます。

3款2項1目財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金1億2,096万8,000円を見込んでいるところでございます。これにつきましては、23年度の実績の9%により計上いたしております。

2節の特別調整交付金でございます。同じ算定によりまして、2,694万3,000円を計上いたしております。

続いて、9ページになります。

4款1項1目療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分です。1億913万3,000円を見込んでいるところでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金でございます。1節現年度分3億1,656万2,000円を見込んでいるところでございます。これは支払基金からの交付されるも

のでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業県負担金でございます。1節高額医療費共同事業県負担金として、歳出の4分の1にあたります828万5,000円を見込んでいます。

続きまして、6款2項1目財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金です。23年度の実績により計上させていただいております。6,255万円を予定しているところです。

2節の特別調整交付金につきましては、610万9,000円を見込んでいます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金でございます。1節の高額療養共同事業交付金として3,314万3,000円を計上しているところでございます。

10ページをお願いいたします。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金として、歳出に対する負担率を算出いたしまして、1億6,252万4,000円を見込んでいます。

9款1項1目一般会計繰入金でございます。1節の保険基盤安定繰入金で、これは保険者支援、それと減税に対する繰入金でございます。4,686万9,000円を計上いたしております。

2節その他一般会計繰入金でございます。これは事務費に伴う繰入金でございます。419万1,000円を計上いたしております。

3節出産育児一時金繰入金でございます。

歳出630万円に対する3分の2を見込みまして、420万円を計上いたしております。

4節財政安定化支援事業繰入金でございます。これにつきましては、24年度の実績により1,670万2,000円を見込んでいます。

10款1項2目のその他の繰越金でございます。1節のその他の繰越金、一般分でございます。6,712万5,000円を計上しているところでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。19節負担金としまして、7億8,680万円を計上いたしております。対象者として2,810名の28万円というふうに見込んでいます。

2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節負担金で7,945万円を計上いたしております。350人に対する給付費が22万7,000円というふうに見込みを立てているところでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費でございます。19節負担金として1億1,340万円を計上いたしているところでございます。1カ月当たり945万円を見込みまして、12カ月分の計上でございます。

2目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節負担金で996万円を計上いたしております。1月当たり83万円を見込んでおりまして、12カ月分でございます。

14ページをお願いいたします。

中ほどになります。2款3項2目出産育児一時金でございます。19節負担金といたしまして、出産育児の一時金として42万円の15名、630万円を見込んでいるところでございます。

15ページをお願いいたします。

中ほどになります。3款1項1目後期高齢者支援金でございます。19の負担金として1億6,192万7,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

中ほどになります、6款1項1目介護納付金でございます。19負担金として7,341万6,000円を見込んでいるところでございます。1,251名を一応対象といたしております。

7款1項1目高額医療費拠出金でございます。19節負担金として3,314万4,000円を計上いたしております。

3目保険財政共同安定化事業拠出金でございます。19節負担金として1億5,718万円を計上いたしているところでございます。

17ページをお願いします。

8款1項1目特定健康診査等事業費でございます。13節の委託料でございます。健康診査委託料として902万7,000円を一応主なものといたしまして、全体として920万円を計上いたしております。対象者につきましては、健診が1,020名、それから保健指導にかかる対象者が70人と見込んでいるところでございます。

8款2項1目保健衛生普及費でございます。この中で13節委託料でございます。360万円を計上をいたしております。主なものといたしまして、健康指導事業で脳ドック2万3,000円の100人を対象に230万円を計上いたしているところでございます。

18ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費でございます。予備費として200万円を計上いたしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。

建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第33号議案、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を1億3,262万7,000円とするものでございます。前年度予算と比べ7,242万7,000円の減となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。2款繰入金が9,789万5,000円、一般会計繰入金でございます。

3款諸収入が2,000円、延滞金でございます。

6款分担金が650万円、加入分担金でございます。

7款使用料及び手数料が2,823万円、使用料手数料でございます。

なお、管渠工事等が平成24年度予算で完了の予定ですので、本年度は国庫支出金、町債は計上しておりません。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費が5,141万円、総務管理費でございます。

2款事業費が530万円、公共下水道事業費でございます。

3款公債費が7,491万7,000円でございます。

4款予備費が100万円でございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。2款繰入金は9,789万5,000円、一般会計繰入金で前年度より1,014万1,000円の減額でございます。

3款諸収入は、延滞金が2,000円で、前年度と同額でございます。

6款分担金は650万円、受益者分担金で、前年度より2万6,000円の減でございます。

7款使用料及び手数料は、総務費使用料が2,806万8,000円で、前年度より174万円の増、総務費手数料が16万2,000円、工事店指定登録手数料など

で前年度と同額でございます。

なお、1款国庫支出金、4款町債は、廃款といたします。

8ページは、歳出についての説明でございます。

1款総務費は、1目一般管理費が262万8,000円で、前年度より205万4,000円の増額でございます。主なものは、27節公課費で消費税追加納税分として200万円を計上いたしております。

2目浄化センター管理費が4,878万2,000円で、前年度より39万9,000円の減でございます。主なものとしては、11節需用費の光熱水費538万8,000円、13節委託料の3,918万6,000円でございます。

2款事業費は、公共下水道建設費の530万円で、前年度より6,555万1,000円の減額でございます。

15節工事請負費を公共ますの設置等で30万円といたしております。

また、給料、扶養手当、期末勤勉手当につきましては、前年度まで6カ月分を予算計上しておりましたが、今年度から12カ月分を計上するものといたしております。

3款公債費は、元金償還金が5,926万6,000円で、前年度より741万7,000円の減額、利子償還金が1,565万1,000円で、前年度より111万4,000円の減でございます。

最後に、4款予備費が100万円、前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第34号議案、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を586万5,000円とするものでございます。前年度予算と比べ106万8,000円の増額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。2款使用料及び手数料が172万9,000円、使用料手数料でございます。

5款繰入金が413万5,000円、一般会計繰入金でございます。

6款諸収入が1,000円、延滞金、加算金及び過料でございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費が384万3,000円、総務管理費でございます。

3款公債費が182万2,000円でございます。

4款予備費が20万円でございます。

6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。2 款使用料及び手数料は、簡易水道使用料が 1 7 2 万 8,0 0 0 円、簡易水道手数料が 1,0 0 0 円で、前年度と同額でございます。

5 款繰入金 4 1 3 万 5,0 0 0 円は一般会計繰入金で、前年度より 1 0 6 万 8,0 0 0 円の増でございます。

6 款諸収入 1,0 0 0 円は延滞金で、前年度と同額でございます。

7 ページからは、歳出についての説明でございます。

1 款総務費は、一般管理費が 3 8 4 万 3,0 0 0 円、前年度より 1 0 6 万 8,0 0 0 円の増額でございます。

給料、扶養手当、期末勤勉手当につきましては、昨年度まで 2 カ月分を予算計上いたしておりましたが、今年度から 3 カ月分を計上するものとしております。

3 款公債費は、元金償還金が 1 1 8 万 5,0 0 0 円、前年度より 3 万 9,0 0 0 円の増、利子償還金が 6 3 万 7,0 0 0 円、前年度より 3 万 9,0 0 0 円の減でございます。

最後に、4 款予備費が 2 0 万円、前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第 3 5 号議案、平成 2 5 年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 2 億 7,8 8 9 万 9,0 0 0 円と定めるものでございます。金額につきましては、前年度当初に対し 1 %の増の予算編成を行っているところでございます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 1 項介護保険料 1 億 8,8 0 1 万 2,0 0 0 円とするものでございます。前年度に対して 2. 8 %の増を見込んでいるところでございます。

2 款 1 項手数料です。5,0 0 0 円を計上いたしております。

同じく、2 項使用料です。1 7 万 7,0 0 0 円を計上いたしております。

3 款 1 項国庫負担金でございます。2 億 1,6 6 7 万 1,0 0 0 円を計上いたしております。前年度同様を見込んでいるところです。

2 項国庫補助金でございます。1 億 2,5 2 3 万 4,0 0 0 円を計上いたしております。前年度に対しまして 9. 4 %の増と見込んでいるところでございます。

4款1項支払基金交付金でございます。3億5,795万6,000円を計上いたしております。前年度の予算に対して0.8%の増を見込んでいるところでございます。

5款1項県負担金でございます。1億7,675万4,000円を計上いたしております。前年度対比0.7%の増を見込んでいるところです。

3項県補助金でございます。390万5,000円を計上いたしております。

続きまして、6款1項財産運用収入でございます。2万6,000円を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金でございます。1億7,275万6,000円を計上いたしております。前年度に対しまして1.1%の増としています。

2項基金繰入金でございます。1,000万円を計上いたしております。

8款1項の繰越金でございます。2,000万円を計上いたしております。

9款1項延滞金、加算金及び過料でございます。3,000円を計上いたしております。

3項雑入でございます。5万2,000円を計上いたしております。

4項予防給付費収入でございます。734万8,000円を計上いたしております。歳入合計といたしまして、12億7,889万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項総務管理費として165万3,000円を計上いたしております。

2項徴収費でございます。50万4,000円を計上いたしております。

3項介護認定審査会費1,436万9,000円を計上いたしております。昨年に対しまして6.2%の増となっているところでございます。

2款1項介護サービス等諸費10億6,099万2,000円を見込んでいるところでございます。サービス等諸費については、昨年同様を見込んでおります。

2項介護予防サービス等諸費7,735万2,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比0.3%の減と見込んでいるところでございます。

3項その他諸費でございます。138万円を計上いたしております。

4項高額介護サービス等費です。2,569万2,000円を計上いたしております。前年度対比の4.7%の増と見込んでいるところでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費でございます。340万円を計上いたしております。昨年同様でございます。

6項特定入所者介護サービス等費4,172万4,000円を見込んでいるところ

です。前年度対比6.4%の増となっております。

4款1項介護予防事業費でございます。2,397万3,000円を計上いたしております。これにつきましては前年度対比、大幅な増ということで40.4%を見込んでいるところでございます。

2項包括的支援事業費466万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度対比5.6%の減と見込んでいるところでございます。

3項居宅介護支援事業費でございます。880万3,000円を計上いたしております。これにつきましても前年度対比2.3%の減と予想しているところでございます。

5款1項基金積立金です。2万6,000円を計上いたしております。

6款1項償還金及び還付加算金でございます。4万1,000円を計上いたしております。

8款1項予備費です。予算調整として1,432万3,000円、前年度対比13.7%増で、歳出合計12億7,889万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料でございます。1節の特別徴収につきましては、1億7,307万2,000円を見込んでいるところでございます。対象者として3,271名を見込んでおります。

2節普通徴収でございます。1,484万円を見込んでいるところでございます。対象者といたしましては、272名を対象としているところでございます。

3款1項1目介護給付費負担金でございます。1節の現年度分で2億1,667万1,000円を見込んでいるところでございます。

3款2項1目調整交付金です。1節の調整交付金、給付額の9.7%を見込み、1億1,742万2,000円を計上いたしております。

5目介護予防事業費交付金でございます。1節の介護予防事業交付金です。事業費に対して25%を見込みまして、594万9,000円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費交付金でございます。1節の現年度分です。これにつきましても給付費の29%を見込みまして、3億5,105万6,000円を計上いたしております。

2目の介護予防事業費交付金でございます。1節の現年度分です。これにつきましても給付費の29%を見込みまして、690万円を計上しているところでございます。

5款1項1目介護給付費負担金でございます。1節の現年度分です。1億7,67

5万4,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目介護給付費繰入金でございます。1節の介護給付費繰入金、給付費の12.5%を見込みまして、1億5,131万7,000円を見込んでいるところでございます。

4目一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金として1,753万4,000円を見込んでいるところでございます。

7款2項2目介護給付費準備基金繰入金でございます。1節の介護給付費準備基金繰入金として1,000万円を計上いたしております。

8款1項1目繰越金でございます。1節の繰越金として2,000万円を計上をいたしております。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目予防給付費収入でございます。1節の予防給付費収入といたしまして734万8,000円を見込んでいるところでございます。計画費に要します収入で、継続が140件、新規が5件というふうに見込みを立てて計上いたしておるところでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。中段ほどになります。2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。19節負担金といたしまして3億7,710万円を計上いたしております。1月の給付費を3,142万5,000円と見込んでいるところでございます。

3目施設介護サービス給付費でございます。19節負担金でございます。4億6,689万6,000円を計上いたしております。1月当たり給付額を3,890万8,000円と見込んでいるところでございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項7目居宅介護サービス計画給付費でございます。19の負担金です。4,681万2,000円を計上いたしております。1月当たり390万1,000円を見込んでいるところでございます。

9目地域密着型介護サービス給付費でございます。19負担金でございます。1億6,320万円を計上いたしております。1月当たり1,360万円を見込んでいるところでございます。

13ページをお願いいたします。

2款2項1目介護予防サービス給付費でございます。19節負担金でございます。5,894万4,000円を計上いたしております。1月当たり491万2,000円を見込んでいるところでございます。

5目介護予防サービス計画給付費でございます。19節負担金でございます。756万円を計上をいたしております。1月当たり63万円を見込んでいるところでございます。

7目地域密着型介護予防サービス給付費でございます。19負担金でございます。622万8,000円を計上いたしております。1月当たり51万9,000円を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いいたします。

2款4項1目高額介護サービス費でございます。19節の負担金でございます。2,563万2,000円を計上いたしております。1月当たり213万6,000円を見込んでいるところでございます。

2款6項1目特定入所者介護サービス費でございます。19節負担金でございます。4,164万円を計上いたしております。1月当たり347万円を見込んでいるところでございます。

15ページをお願いいたします。中ほどになります。

4款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費でございます。この中で13節委託料でございます。委託料として107万2,000円を計上いたしているところでございます。主なものといたしまして、介護予防教室委託料83万2,000円を計上いたしているところでございます。

続きまして、2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございます。

16ページになります。

13節委託料でございます。1,955万1,000円を計上いたしております。主なものといたしまして、体力アップ教室の委託料、33教室分の委託料でございます。1,754万円を計上をいたしております。

続きまして、18節備品購入費でございます。100万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、調査員さんの調査における車の購入でございます。平成12年当初から購入いたしまして、年数及び距離数も増しておりますので、今回お願いするところでございます。

17ページをお願いいたします。

4款3項1目居宅介護支援事業費でございます。1節の報酬として、非常勤職員報酬で544万4,000円を計上するものでございます。これは3名分の非常勤職員の報酬でございます。

19ページをお願いいたします。

8款1項予備費でございます。予算調整として、予備費として1,432万3,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 延寿荘荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） それでは、第36号議案、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出の総額を2億5,494万8,000円とするものでございます。

前年度予算と比べ2,101万2,000円、1.09%の増額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項介護給付費収入が1億6,828万8,000円、同じく3項自己負担金収入が2,617万8,000円で、合わせまして1億9,446万6,000円を計上しております。前年度比1,106万5,000円の増額を見込んでおります。

9款1項繰越金が6,000万円、10款2項の雑入として48万1,000円で、歳入合計2億5,494万8,000円を予算計上しております。

続きまして、歳出でございます。

3ページをお願いします。

1款1項施設管理費1億6,197万5,000円、2項研究研修費15万7,000円の計上です。

2款1項居宅介護サービス事業費624万9,000円、2項施設介護サービス事業費2,095万1,000円、4款1項予備費は6,561万6,000円で、歳出合計2億5,494万8,000円を計上しております。

4ページをお願いします。

第2表の債務負担行為でございます。事務機器賃借料、これはコピー機です。34万3,000円の債務負担を行っております。

次に、歳入の内訳をご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

1款1項1目居宅介護サービス費収入として5,742万円を計上しております。その内訳は、訪問介護費が1,443万3,000円、通所介護費3,800万2,000円、短期入所生活介護費498万5,000円となっております。

次に、2目施設介護サービス費収入として1億1,086万8,000円を計上しております。

自己負担金収入ですが、2,617万8,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

9款繰越金は6,000万円、雑入として48万1,000円を計上しております。続きまして、歳出のほうをご説明いたします。

9ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費1億6,197万5,000円、前年度より894万6,000円の増額となっております。主なものとしまして、7節の賃金です。臨時職員の賃金ですが、5,033万8,000円です。

次のページになりまして、委託料、これが1,381万9,000円を計上しております。主なものとして、介護業務委託料として1,133万6,000円を計上しております。

同じく、18節の備品購入費です。施設用備品といたしまして、草刈り機、それから食器乾燥保管庫等を予定しております。71万1,000円です。

1款2項1目の研究研修費として15万7,000円を計上しております。

2款1項1目居宅サービス事業費として624万9,000円を計上しています。昨年度、備品の購入がありまして、355万7,000円の減額となっております。主なものとして、11節の需用費の賄材料費ですが、これが182万2,000円です。

次のページになります。2款2項1目施設介護サービス事業費です。主なものとして、11節の需用費、賄材料費が854万1,000円を計上しております。

それから、同じく18節の備品購入費ですが、263万6,000円を計上しております。これはベッド、それから車椅子用対応の体重計、リクライニング車椅子、それからオーバーテーブル等を予定しております。それから、自動車は車椅子対応の軽自動車を予定しております。

4款1項1目の予備費ですが、6,561万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第37号議案、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を9,951万8,000円とするものでございます。前年度予算と比べ1,059万5,000円の増額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金が520万1,000円、分担金負担金でございます。

2款使用料及び手数料が2,654万5,000円、使用料手数料でございます。

3 款国庫支出金が 1,512 万円、国庫補助金でございます。

4 款県支出金が 181 万 5,000 円、県補助金でございます。

5 款繰入金が 2,513 万 4,000 円、一般会計繰入金でございます。

6 款繰越金が 1,000 円でございます。

7 款諸収入が 2,000 円、延滞金雑入でございます。

8 款町債が 2,570 万円、この町債の限度額につきましては 4 ページの第 4 表にもあるとおりでございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費が 3,126 万 6,000 円、総務管理費でございます。

2 款事業費が 5,336 万 2,000 円、浄化槽整備推進事業費でございます。

3 款公債費が 1,469 万円でございます。

4 款予備費が 20 万円でございます。

7 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

1 款分担金及び負担金は、総務費分担金が 520 万円、受益者分担金でございます。また、総務費負担金が 1,000 円、増高経費負担金でございます。ともに前年度と同額でございます。

2 款使用料及び手数料は、浄化槽使用料が 2,654 万 4,000 円で、前年度より 213 万 6,000 円の増、浄化槽手数料が 1,000 円、督促手数料でございます。これにつきましては前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金は 1,512 万円、浄化槽整備推進事業国庫補助金で、前年度と同額でございます。

4 款県支出金は 181 万 5,000 円、浄化槽整備推進事業費県補助金で、前年度より 19 万 7,000 円の減でございます。

5 款繰入金は 2,513 万 4,000 円、一般会計繰入金で、前年度よりも 865 万 6,000 円の増でございます。

6 款繰越金は 1,000 円で、前年度と同額でございます。

7 款諸収入は、延滞金 1,000 円、雑入 1,000 円で、ともに前年度と同額でございます。

8 款町債は 2,570 万円、公共下水道債で、前年度と同額でございます。

10 ページからは、歳出についての説明でございます。

1 款総務費は 3,126 万 6,000 円、一般管理費で、前年度より 301 万 8,000 円の増でございます。主なものとしましては、需用費 131 万 5,000 円、役務費 229 万 2,000 円、委託料 2,754 万 7,000 円でございます。

2 款事業費は、浄化槽建設費で 5,336 万 2,000 円、前年度より 612 万円の増でございます。

工事請負費は前年度と同額の 4,536 万円、また給料、扶養手当、期末勤勉手当につきましては、前年度まで 3 カ月分を予算計上いたしておりましたが、本年度から 12 カ月分を計上するものとしたしております。

3 款公債費は、元金償還金が 1,109 万円で、前年度より 147 万 8,000 円の増、利子償還金が 360 万円で、前年度より 2 万 1,000 円の減額でございます。

4 款予備費は 20 万円で、前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第 38 号議案、平成 25 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,871 万 3,000 円と定めるものでございます。この金額につきましては、前年度対比 1.9% の増による予算編成を行っているところでございます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございます。7,406 万 5,000 円を計上いたしております。前年度対比 2.3% の増を見込んでいるところでございます。

2 款 1 項手数料です。2,000 円を計上いたしております。

3 款 1 項一般会計繰入金でございます。5,454 万 1,000 円を計上いたしております。前年度に対しまして 1.3% の増をみこんでいるところでございます。

4 款 1 項繰越金でございます。1,000 円を計上いたしております。

5 款諸収入でございます。1 項延滞金及び過料でございます。2,000 円を計上いたしております。

2 項償還金及び還付加算金でございます。10 万 1,000 円を計上いたしております。

4 項雑入として 1,000 円を計上いたすものでございます。

歳入合計 1 億 2,871 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 2 項徴収費でございます。35 万 9,000 円を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1億2,815万3,000円を計上いたしております。昨年対比1.9%の増となっているところでございます。

3款1項償還金及び還付加算金でございます。10万1,000円を計上いたしております。

4款1項予備費として、予算調整といたしまして10万円を計上し、歳出合計額1億2,871万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目特別徴収保険料でございます。1節の現年度分です。5,532万6,000円を見込んでいるところでございます。

2目普通徴収保険料でございます。1節の現年度分です。1,873万8,000円を見込んでいるところでございます。対象者といたしましては、後期高齢者の保険者数2,237人を見込んでいるところでございます。

続きまして、3款1項2目保険基盤安定繰入金でございます。1節の保険基盤安定繰入金として5,408万9,000円を計上いたしているところでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。真ん中ほどになります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金といたしまして、1億2,815万3,000円を計上いたしております。その中で保険料の負担が7,406万4,000円、基盤安定負担金として5,408万9,000円を支出するものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） それでは、第39号議案、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,586万8,000円と定めるものでございます。

2ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、2款1項の一般会計繰入金として6,586万8,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、1款1項宅地分譲事業費として6,586万8,000円を計上するものであります。

6ページをご覧ください。

歳入につきましては、一般会計繰入金として6,586万8,000円を計上しております。7ページの歳出につきましては、1款1項1目宅地分譲事業費を6,586万8,000円を計上しております。主なものとしましては、12節の役務費、これはですね、福岡市地下鉄広告料ということで22万9,000円を計上しております。

それと、13節委託料、造成の測量設計委託料342万3,000円を計上しております。

15節工事請負費としましては、造成工事施設整備工事費として4,819万5,000円を計上しております。

17節公有財産購入費としまして704万3,000円、22節補償、補填及び賠償金としまして、建物、立木補償費として623万8,000円を計上しており、歳出合計を6,586万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わります、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第40号議案、町道の路線認定についてご説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき提案いたすものでございます。

今回提案いたします前原南線は、起点を大字関東字元清1037番地1地先、終点を同字1033番1地先とし、県道玉名八女線と町道前原線を結ぶ、延長が80メートル、幅員が5メートルの道路でございます。

前原線から現在の県道へ出る交差点と、現在の県道と新しい県道との交差点が近接しており、通行の安全を考慮して、町道前原線から直接県道へ出ることができる道路として整備するために認定に付すものでございます。

この町道整備によって、県道と前原笛鹿地区の通行が円滑になり、利便性が向上するものと考えております。

以上で、町道の路線認定について説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中ですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時53分

再開 午後4時03分

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第41号議案、定住自立圏形成協定の締結についてご説明いたします。

提案理由は、定住自立圏形成協定を大牟田市と締結するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

なお、契約の相手方であります大牟田市においては、2月定例議会に同文を提案しているところでございます。

それでは、次のページの定住自立圏形成協定書を開いてください。

まず、第1条に目的を規定しております。大牟田市及び南関町の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とすると第1条に定めております。

第2条が基本方針でございます。相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、または補完し合うこととしております。

第3条に連携する政策の分野等を規定しております。括弧の1号です。生活機能の強化に係る政策分野、別表第1でございます。2号が結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、別表第2でございます。3号が圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野、別表第3でございます。

第4条に事務執行及び費用負担を規定しております。2項に人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとしております。

第5条が協定の変更でございます。この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙、南関町、大牟田市の議会の議決を経た上でこれを定めるものとしております。

第6条が協定の廃止でございます。これも第5条と同様に、あらかじめ大牟田市、南関町の議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとしております。

次のページをご覧ください。

第7条に協議を定めております。この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものと規定しております。

次に、別表第1（第3条関係）を説明します。生活機能の強化に係る政策分野、1の福祉関係につきましては高齢者等徘徊SOSネットワークの構築でございま

す。2の教育・文化につきましては圏域内の図書館の相互利用、3の産業振興につきましては重要港湾三池港を活用した産業の振興でございます。

次のページの産業の振興の中での2番目です。中小企業の振興、それから民間人材の育成、雇用の促進、鳥獣害防止対策、それから別表第2の第3条関係、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野でございます。1、地域公共交通、地域公共交通の維持確保及び整備促進、2、道路等の交通インフラの整備、道路整備の促進、3、圏域内外の住民との交流及び移住の促進でございます。地域資源をいかした圏域内外の交流でございます。

次に、戦略的な広域観光の振興、その他としまして、安心・安全情報システムの構築、それから圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございます。1、宣言中心地等における人材の育成、圏域における人材の育成でございます。2、圏域内職員の交流、圏域における人材の交流を掲げているところでございます。

以上説明し、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 以上で、一括上程議案の提案理由の説明を終了します。

-----○-----

**日程第46 議案第42号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

○議長（本田眞二君） 日程第46、議案第42号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第42号議案、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合の規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1、別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第9号に関する事務の項中「、益城町及び御船町中小学校組合」及び「、川辺川総合土地改良事業組合」を削る。

附則として、この規約は平成25年4月1日から施行するということになっております。

解散の理由を説明します。まず、益城町及び御船中小学校組合は、益城町と御船町を構成する団体として昭和31年10月に設立されましたが、地区の過疎化や少子化に伴い、児童生徒数が減少し、平成23年度からは中学校が休校に、平成24年度は小学生7人の在籍という状況である。さらに、学校施設の老朽化に伴い、校舎の建て替え等を要するが、この地域が県の地すべり対策事業の指定を受けていることから、構成団体等において検討を重ねた結果、組合を解散した上で構成団体のそれぞれの学校に統合するとの判断にいたったためでございます。

次に、川辺川総合土地改良事業組合、人吉市、錦町、多良木町、相良村、山江村及びあさぎり町を構成団体として、昭和47年に設立された一部事務組合であります。土地改良事業に関する国・県からの委託業務を完了し、平成25年3月31日をもって組合職員も不在となる状況でございます。こうした状況を踏まえ、構成市町村と協議を重ねた結果、当組合を解散することにしたというのが理由でございます。

以上、説明しまして、一部変更についての説明を終わります。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第42号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、来週11日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時13分